

文献紹介

朝鮮民主主義人民共和国の家族法

——ジ・イルホ著『朝鮮家族法』（一九五八年、ペヨンヤン、
教育図書出版社刊、二二〇頁）をテキストにして——

黒木三郎
李丙洙 共編訳

編訳者のまえがき

本稿のテキストに用いた『朝鮮家族法』は、「大常用」という用途目的の指定があり、かつまた朝鮮民主主義人民共和国（以下—共和国）教育文化省の「批准」をへているところから推して、その当時の、共和国における、その分野の類書中の内容のもっともオーソドックスな著述の一つと見做されたものと思われる。また、実際にわれわれの接している、共和国の家族法分

朝鮮民主主義人民共和国の家族法

野の著述のなかでは、これをもっともまとまった文献である。さて、このテキストの発刊された一九五八年といえ、共和国では、人民経済の第一次五ヶ年計画を採択し（六月）、朝鮮戦争当時の、アメリカ空軍の無差別爆撃による灰と化した戦災を逆用して里単位の農業協同化を完了し、それと並行して進めてきた個人商工業の社会主義的改造を完遂し（八月）、この経済的発展を土台にして全般的中等義務教育制度を実施し（十一月）、そして、翌五九年三月には千里馬作業班運動の展開を決議する

直前のことである。そこに、人民の旺盛な生産意欲と、その生産成果に対する搾取体制の排撃を志向する決意と実行力が溢れていたことはいうまでもない。本書は、このような国内の思潮を背景にして書かれた。

いうまでもなく、従来、朝鮮は中国文物を積極的に摂取しそれを消化して固有の文化を築いた。ことに、中世以来の、朱子学の伝播がもたらした、いわゆる三綱を主軸とする、道徳的理想主義と男系血統偏重主義とは、階級的身分制度を確立し、頑強な男尊女卑思想を朝鮮の疆土に植えつけた。いうまでもなく、従来、朝鮮の家族法上の二大原則であった、異姓不養制や同宗不婚制は、ともにこの朱子学の影響によるものであった。これらが、私的所有制の深化を促進し、社会発展の原動力を抑制してきた事実はまったく疑う余地がない。現在の、韓国がこれを伝統的美俗として民法典に温存しているのに対し、共和国がその初期以来一環して男女平等権の実現に留意してきたのは、前者が生産手段の私的所有制の原則を堅持しているのに対し、後者が生産手段の私的所有制を排除するためにはまず男尊女卑思想の払拭が必要だと考えたからである。また、共和国が常に子供たちの保護を重視したのは、親の子女に対する、つまり上下関係での、親の恣意的支配から子供たちを解放させ、その社会発展の原動力たるべき後世代の健全な育成を希求

したからであったはずである。

この大義名分自体は、少なくとも共和国における限り、過去も、現在も、はたまた未来においてもいささかも変わるまい。われわれは、そこに、伝統としての旧慣習からの、つまり伝統的家族法規範としての慣習からの、まったく異なる二つの法源に淵源する規範への進展想を垣間みることができようであろう。そして、その発展のプロセスそのものを十分理解してはじめて、その未来を予測しうるであろう。このテキスト紹介の意義も、まさにここにある。

ところで、共和国では、一九七二年二月二七日最高人民会議が「社会主義憲法」を採択した*。いうまでもなく、このテキストは（一九四八年の）共和国憲法下に書かれたものであるが、その社会主義憲法は、この共和国憲法上の男女平等権に関する条項をはじめ、結婚や家庭を国家や社会の保護下におくという趣旨の規定はそのまま踏襲した。しかし、結婚生活外の出生子女が結婚生活中の出生児と同等の権利をもつという内容の規定は踏襲しなかった。おそらく、共和国では、もはやこの種の条項を必要としない程度に、結婚中の出生子女と結婚外の出生子女間の平等が実現したからであろう。つまり、ここでは、従来にはまったく想像もしなかった事態が醸成され、したがって新しい規制を必要としているのだ。

これだけをとってみても、共和国では、遠からずして家族法典の制定が実現するであろうし、それに応じてこの分野の著述作業も問われることであろう。しかし、それらのことは、このテキストの歴史的文献としての地位を低下させるものではない。

このような実情がそうさせたと思うが、李は、このテキストの出刊当時すでに學術研究上ならびに実務処理上の必要による、各方面からの、このテキストの日本語訳出の要望をきかされたけれども、留学から帰ったばかりの時期でもあったところから、その好意に対してただちに応じうる身辺の余裕のないまま、その返事をしづつた。その後、このテキスト中の、婚姻と離婚に関する記述内容の一部が日本の学界にも紹介された（金具培「朝鮮民主主義人民共和国の家族法」——『法律時報』通巻第三八一号、一九六一年一〇月、七二—七九頁）。

そして、このたびまた、編訳者たちの共訳で、このテキストの日本語版の訳本を比較法研究所の「叢書」のうちの一巻として上梓する予定で訳稿もすでに用意した。しかし、その翻訳出版に対する原著者の了解をうるために、関係各方面のご協力のもとに交渉を進めてきたところ、原著者ご逝去の悲報に接し、止むをえずその刊行を中止せざるをえなくなつた。

本稿は、このテキストの記述内容を、といつても具体的なことは、その方法論（史観）捕捉のために（目新しい推論ではない

朝鮮民主主義人民共和国の家族法

が）冒頭の「家族と社会」をあげ、引き続き、共和国の家族、その家族法の基本原則と源泉、血族と姓名、親権とその剝奪、立養（養子縁組）、継親と継子間の相互関係、および扶養、の各項目についての、主として現行の法規範文件内容とその実務処理実体に重点をおき、編訳者たちが任意に編んだ抜粋紹介である。ことさら、これらの各テーマを取りあげたのは、これらを通じて、従来の、朝鮮の家族法上の領域における、旧慣習上の、つまり宗法制の理念としていた、親子間の、すなわち長—幼間の支配—被支配関係とかかわりあう問題への接近を意図したからである。結婚、夫婦の人格的相互関係と財産的相互関係、ならびに離婚関係の記述内容を割愛したのは、編訳者たちの論著や他によってすでにそれらが紹介されているからである。これらの論著や本稿を通じて、われわれは、共和国における、その家族法分野の規制と生産関係との相関関係の理解をさらに深めることができるであろう。

では、つぎに、このテキストの章・節の構成を書き写してお

序論——家族と社会

第一章 共和国家族法の対象と基本原則

第一節 共和国の人民民主主義制度下における家族の基本的特性

第二節 共和国家族法の規制対象

第三節 共和国の家族法と隣接法部門との相互関係

第四節 共和国家族法の基本原則

第五節 ブルジョア家族法の反動的本質

第二章 共和国家族法の源泉

第一節 共和国憲法

第二節 法令ならびにその他の規範的文件

第三節 最高裁判所全員會議の指導的指示

第三章 血族関係の概念

第四章 家族法上の結婚の概念

第五章 結婚の形式

第一節 結婚登録

第二節 結婚登録の手續き

第三節 事実婚

第六章 結婚の成立条件

第一節 当事者の自願的合意

第二節 結婚年齢

第三節 一夫一妻制（二重結婚の禁止）

第四節 近親結婚の禁止

第七章 結婚の無効

第一節 結婚無効の概念

第二節 結婚無効認定の手續きとその効果

第三節 結婚の無効認定を要求できない諸条件

第八章 夫婦の法律上の相互関係

一 ブルジョア諸国家や八・一五解放前の朝鮮における

夫婦の法律上の相互関係

二 共和国法上の夫婦の人格的相互関係

第一節 夫婦の姓

第二節 夫婦の住所

第三節 夫婦のその他の人格的權利

三 共和国法上の夫婦の財産的相互関係

第四節 結婚前からの財産と結婚中に取得した財産

第五節 夫婦共同財産の分割

第六節 夫婦間の扶養義務

第九章 結婚の解消

第一節 一方の配偶者の死亡による結婚の解消

第二節 離婚による結婚の解消

第三節 離婚の根拠

第四節 離婚手續き

第五節 離婚の効果

第十章 父母と子女関係の発生基礎

第一節 母親の確定

第二章 父親の確定

第十一章 父母と子女間の法律的相互関係

第一節 日帝下における父母と子女関係の法的規制とその変革

一 父母と子女間の人格上の相互関係

第二節 子女の姓名

第三節 子女の教養（教育）に関する父母の権利・義務

第四節 子女の利益保護と父母の法定代理人

二 父母と子女間の財産上の相互関係

第五節 父母の財産と子女の財産の独立性

第六節 子女に対する父母の扶養義務

第七節 父母に対する子女の扶養義務

三 親権の剝奪

第八節 親権剝奪の概念と効果

第十二章 立養（養子縁組）

第一節 共和国における養子制度の変遷と一般的特徴

第二節 立養の条件と手続き

第三節 立養の効果

第四節 養子関係の解消（罷養）

第五節 収養子制度について

第十三章 継親と継子間の相互関係

朝鮮民主主義人民共和国の家族法

第十四章 その他の家族成員間の法律的相互関係

第一節 祖父母と孫間の相互関係

第二節 兄弟姉妹間の相互関係

第三節 その他の成員間の相互関係

.....○.....○.....○.....

家族と社会

いまでもなく、共和国家族法の正しい理解のためには、家族とその歴史的發展に関する、つまり社会生活における家族の占める位置と役割に関する、マルクス・レーニン主義的見解を明確に把握することが必要である。

ブルジョア思想家たちは、現代のブルジョア社会における支配的な家族形態を、すなわち私的所有制度にその基礎をおく家族を、さも人類が生存しはじめた当初から存在している、将来もまた永遠に変わることのない制度のように描写しているが、しかし、このような主張は、厳然たる歴史的真実に背馳するところの虚構にすぎない。これらの主張は、現在のブルジョア制度の神聖不可侵性を説教し、そうすることによって、私的所有とそれに基盤をおく諸制度の変革を指向する人民大衆のより高揚する進出を停止してみようとする、彼らの階級的意図を表明したものである。

史的唯物論は、豊富な事実資料を総合した基礎をもとにして、こうしたブルジョア（家族）理論の荒唐性を暴露するとともに、今日における、現存の家族形態が、歴史的に形成され、社会的生産力の発展と関連をもち、社会の経済制度の変遷に相応して変化・発展してきたという事実を明示している。

人類の歴史の、もっとも初期における人間相互間の性関係は、無秩序的性格をおびていた。任意の女性はすべての男性の「妻」と認定され、任意の男性はすべての女性の「夫」と看做されたのであった。この時期には、結婚関係に対する、いかなる禁止条件や制限も存在しなかった。人間が既成の自然果実の採集を主な生存手段の獲得方法としており、成人男女間の原始的分業さえ発達しておらず、したがって原始人の精神生活が極めてひ弱な状態におかれていた当時には、結婚関係規制の必要性すらなかったという事実はいろろ合法的な事態であった。もちろん、この時期には、固有の意味の家族はいまだに存在しなかった。

このような原始状態から、結婚や家族のさまざまな形態が発展してきた。エンゲルスは、生産（力）の成長と関連する、社会の経済的発展にともない、結婚と家族の形態がどのように変化してきたかを科学的に立証した。つまり、彼は、

その著書『家族、私有財産および国家の起源』（一八八四年）のなかで、人類の歴史上には、つぎのような結婚と家族形態が存在したと指摘しているのである。

人間の無秩序的性関係は、だんだんその許容される範囲を狭めた。そして、氏族時代には、血縁家族とブナルア家族形態の群婚が支配的であった。血縁家族では、父母と子女間の結婚だけが除外され、兄弟姉妹は互いに結婚した。しかし、ブナルア家族では、自由な性関係の許容される人びとのうちから兄弟姉妹がすでに除外されていた。

この時期における血縁関係は、ただ母系によってのみ確認でき、したがって母権が支配的であった。そして、その家族形態の経済的基礎となったのは、女性が決定的役割を果たしていた原始的家庭経済であった。原始共同体体制のもとでは、家庭経済が巨大な役割を果たしており、それは社会的性格をおびていた。狩猟はいまだに生計手段獲得の頼れる方法になっていなかったし、農業における労働がより生産的であった。その初期には、女性が主としてこの農業に従事していた。（だから）女性は、氏族の全経済をその手中に掌握していて、実に家庭経済の主宰者であった。

その後、生産力が発達して人口密度が増加し、それと関連して社会の精神的発展が進展するにともない、群婚関係は、

人びとの経済的利益に対してしだいに大きな矛盾をもたらしはじめ、特に女性に対して苦痛感を抱かせはじめようになった。だから、エンゲルスが指摘したように、その母権時代の自分たちの経済的影響力に依拠しながら、群婚から対偶婚へとその移行を実現させたのであった。

対偶家族制度では、男子は一人の女性と生活したが、多妻制は依然男性の権利として残されており、したがって夫婦の紐帯は容易に破棄できた。いうまでもなく、その子女は従前のように母親に属した。

対偶婚とともに、それを基盤として、氏族内部にさほど堅固ではなかったが個別化した家族が発生した。しかし、社会の基本的細胞を形成していたのは依然として氏族であり、したがって経済や子女の養育などはすべて全氏族の意義の性格をおびていた。

社会的分業の発達を基盤として牧畜が発生し、牧畜と農業の発達にともない、男子の経済的役割がしだいに増大して女性の役割がだんだん減少した。従来には家庭経済の社会的性格を基礎にして女性が社会の支配的役割を果たしたが、いまや家庭経済が基本的生産の附属物に転落したことによって、女性は副次的な地位に退くようになった。

牧畜への移行と富の増大および分業の発達は、私的所有を

出現させた。すべての富は、つまり生産用具と家畜などは男子の所有に移った。社会的関係のうえに発生した、このような基本的変化は、母権の転覆を意味し、したがって家族内部における主権も、父親への、すなわち経済生活のうえで主要な役割を担っていた男性への移行を意味するものであった。

家父長制的家族は、こうして発生した。子女の出自血統も、すでに父系によって確定するようになった。すなわち、母権制の転覆したいまになっては、もはや夫が子女の父親として認定されるようになり、妻と子女はすべて彼に従属するようになったのである。このような事態は相続制度をも変化させた。父親の相続人となるべきものは、その父親のまがいな子女でなければならなかった。これを基礎にして個別家族に富が集中するようになり、それはまた経済的不平等をよりいっそう強化させるとともに、氏族共同体の崩壊を促進させたのであった。

原始共同体体制の崩壊と私的所有制を基盤にして一夫一妻制が発生した。一夫一妻制は、「原始的な原生的共同所有制に対する私的所有制の勝利に基づく家族形態の最初のものであった。家族内で男子が支配すること、まがいなく自分の子供であり、自分の富の相続人となるはずの子供を生ませること——これだけが(その)全目的であった」(エンゲルス「家

族、私有財産および国家の起源」——『マルクス・エンゲルス全集』一九五九年、大月書店刊——以下『全集』、第二二巻、六九—七〇頁。

このように、私的所有制の発生は、一夫一妻制の経済的必然性を形成した。しかし、それは、一夫一妻制の発生原因を、ただ私的所有制だけに求めなければならないということの意味するものではない。

人類の経済的發展はその文化的進歩の基礎となり、さらにそれは人間の感情を発生させて義務、名誉、良心などのような道徳的概念を豊富にした。これらは、結婚ならびに家族関係をより高尚にするのに大きな役割を果たし、一夫一妻制の道徳的——心理的前提条件を形成した。しかし、このような一夫一妻制の道徳的——心理的前提条件は、敵対的階級社会における、一夫一妻制の経済的前提条件に敵対する性質をもつものであった。

一夫一妻制は、そのあらゆる矛盾にも拘わらず、私的所有と搾取制度の条件のもとですでに結婚と家族関係のより一層の進歩のために大きな意義をもっていた。従来には、男性たちは、子女に対する父親としての感情を事実上抱いていなかったが、いまや彼らに対する愛情と配慮が男性にも芽ばえはじめたのである。子女に対する、父親として抱く愛情は、さ

まざまな形態でその子女たちの母親に対する関係にも影響を与え、したがって子女は父母の相互関係をより高尚にする要因にもなった。男女が夫婦生活を営むのは、人間の生理的ならびに経済的必要性からだけではなく、もはやそれは道徳的な必要事でもあった。

しかし、私所有制に基礎をおく一夫一妻制は、「男女の和解として歴史的に姿を現わしたのではけっしてなく、まして、その和解の最高の形態としてはなおおさらない。その反対である。それは、一方の性による他方の性の奴隷化として、それまでの先史時代全体を通じて知られなかつた両性間の抗争の宣言として」(同右 七〇頁) 出現したものであった。

その後の、私的所有のよりいっそうの蓄積は、社会と家族関係における男子の権力をよりいっそう強化させ、その権力をもとにして女性を経済的に隷属させると同時に、その政治的ならびに精神的奴隷化の条件を形成させたのであった。

私的所有と搾取制度、ならびにそれに基づいて醸成された、男子の支配と女性の隷属化は、夫婦およびその他の家族構成員相互間の正しい人間関係を歪曲させた。このような歪曲は、ブルジョア制度下の家族にいたって絶頂に達した。

(しかし)、夫婦相互間の愛情と人格的尊重に基礎をおく、

堅固にして正しい意味の一夫一妻制家族は、女性に対する抑圧と隷属からの解放なくしては実現できないし、それは私的所有の廃止にともない搾取から解放された自由な人間相互間の補助（扶助）、協力を基調とする経済関係が確立した場合にのみ達成しうる。いうまでもなく、それは、世界最初の社会主義国家・ソ連邦においてまず実現し、その偉大な一月革命のあとを追うて、新しい社会建設に入った共和国北半部を含む社会主義陣営の国家において実現している。

生産力の性格に対する生産関係適応の法則にしたがって、基本的生産手段を社会化し、それを基礎にして一連の基本的改革を遂行した条件のもとに、社会主義国家では女性の完全な解放とすべての生産領域における男女平等が保障されている。女性は、社会的生産とその他のすべての社会活動に従事するようになった結果、経済的自立性を獲得し、その精神世界を豊富に保つようになった。いうまでもなく、これらのすべての事象は、男女間の相互関係の性格に反映せざるをえなかった。

私的所有制が廃絶され、それにもなつて私的所有と連係（関連）を保っていた古い慣習と伝統が廃絶されれば、家族関係における抑圧と強制はその基礎と意義を喪失することになり、もはや、結婚は、男女の真の自願的で平等な結合に転

化せざるをえない。また、そうなれば、父母と子女相互間の関係においても、財産の相続はその主たる要素ではなくなるのである。

かくて、社会主義建設の過程で、真の人間関係の、つまり男女間の愛情の勝利の凱歌を高らかに唱えうる社会的・歴史的舞台が形成され、それを基礎にして歴史上かつてみなかった新しい形態の家族が、すなわち社会主義的家族が発生し、年ごとにその鞏固さを増している。

このように、結婚と家族の形態は、究極的には社会の生産力の発達と経済制度の発展に相応して変化してきた。いうまでもなく、その他の一連の社会的諸要因も、また結婚と家族関係に対して一定の影響を与えてきた。例えば、アジア・アフリカ諸国のなかには、封建的家族が、一夫一妻制の家族形態をとらずに、一夫多妻制の家族形態をとったところがある。しかし、これは、結婚と家族に対して経済的原因以外の政治的・宗教的要因が強く作用した結果によるものとみられている。学者のなかには、これを、経済的原因以外の、イデオロギー上の、あるいは他の社会的諸要因の結婚や家族に与えた影響の実例としてあげている人もいる（ア・ゲ・ハルチエフ「家族と社会」——雑誌『哲学の諸問題』一九五七年二月号 所載）。

反面、結婚——家族関係は、経済制度に対してはもとより、社会生活全体に対して反作用を及ぼす。しかし、結婚と家族形態の発展にともなう、その社会生活上に及ぼす影響の性格ならびにその役割は画一的ではない。

家族は、その度合いに軽重の差があったとはいえ、人類歴史の全過程を通じて社会の経済的細胞を形成してきたし、特に成長期にある世代の教育手段の一つとなってきた。だから、社会——国家が発生してからは国家——は、思想的、政治的、物質的、ならびにその他の手段を用いて自己に有利なように、つまり階級社会では支配階級に有利なように、結婚と家族関係に対して一定の作用を与えようと努めたし、それに積極的に干渉してきたのであった。

すでに、氏族社会はその成員たちの結婚に対して積極的に干渉した。氏族社会は、人口の再生産と成長期の世代の教育に対して利害関係があったからである。

階級社会になると、家族の社会に与える、この反作用はいっそう強化した。家族は人びとを、道徳的にはもとより、政治的に教養する手段の一つになっていたし、特に富の所有者階級にとって家族は彼らの富の保存と蓄積の細胞であった。国家が発生するにともない、支配階級は自分たちに有利、有用な結婚ならびに家族関係を定着させ、それを鞏固にするた

めに国家（権力）を広範に利用し、結婚および家族関係を法律によって規制してきた。かくて、家族構成員間の関係には、経済的、心理的ならびに道徳的關係のほか、また法律的關係が参加するようになったのであった。

社会主義国家は、新しい社会主義的家族の社会生活に及ぼす巨大な肯定的影響と高尚な役割にかんがみ、また勤劳大衆の幸福と利益を最大限に向上させるとともに、かつまた保障する以外に他の目的をもたないところの、その政策の本質から出発して社会主義的家族の鞏固な発展に対してあらゆる支援と配慮を与える。だから、社会主義国家においては、その文化・教養的機能の高まるにともない、結婚や家族関係を規制する法の積極的、服務的役割も高まるのである。

家族は、土台（Basis）的要素と上部構造的要素とを、それ自体が包蔵している複雑な社会的現象の一つに属する。

家族関係は、物質的側面とともに精神的側面をもっており、全社会の経済的ならびに精神的の生活がすべてこれらの各側面に現われるようになる。つまり、現代的家族生活の物質的側面は家族構成員相互間の財産的諸関係を形成し、また、他の、すなわち人間の増殖と関連する夫婦関係も家族生活の物質的側面を形成する契機となるのである。

つぎに、現代家族生活の精神的側面を形成するのは、夫婦

間の愛情、父母と子女間における愛などのような心理的關係と、夫婦、父母、子女たち相互間の道徳的義務によって表現されるような倫理的關係である。他の、つまり階級社会における家族關係が法律的關係によって補充されている事實は、さきにふれたが、いうまでもなく、これらも上部構造的要素に属する。

結婚と家族形態の發展とともに、家族關係における物質的・經濟的側面とイデオロギー的側面の相互間の關係も変化する。

實際に、私的所有に基礎をおく家族においては、その成員相互間の關係で物質的・財産的側面が第一義的なもつとも主たる意義をもっている。結婚それ自体がすでに物質的打算によつて結ばれ、父母と子女間の關係においても財産相続が第一義的意義をもつものである。

社会主義的家族では、その成員相互間の關係において經濟的・財産的側面が存続してはいるが、しかし、その性格が私的所有に基礎をおく家族とは根本的に違うばかりでなく、なによりもまず道徳的・心理的關係の役割が大きく成長して、それらが基本的義務をもつのである。

社会主義建設の成果がいつそう拡大するにともない、家族の經濟的・財産的側面は大きく後退するであろう。それと同

時に、社会主義がもたらす經濟的、文化的ならびに道徳的發展は、結婚や家族關係における道徳的・心理的側面を拡大し、かつまた鞏固にして、成長期の後(世)代たちを教育する基本的根幹としての、家族の果たす役割をさらに高めるはずである。

社会主義下における、この家族關係の道徳的・心理的側面が主たる基本的役割を果たすようになるのと関連して、社会主義法体系では、民法とは別に独立した部門である、家族法成立の基礎が形成されるのである。

共和国の家族

共和国の家族は、他の、すべての社会の家族と同じように、人間の増殖過程の進行する社会的形態であり、われわれの後世代は家族を通じてもたらされる。人間の増殖と世代の繼承をもたらす社会細胞としての家族の果たす機能は、いかなる社会構造形態の家族にも共通のものである。しかし、レーニンが述べたように、「人間の増殖条件は、いろいろな社会的有機体の機構に直接に依存している」(「ナロードニキ主義の經濟学的内容」——『レーニン全集』一九五三年、大月書店刊、——以下『全集』第一卷、四九〇頁)のだから、家族がその使命をどのように遂行するかは、なによりもまず經濟的諸

条件と社会制度如何によって決定される。

私的所有の支配的な敵対的社会においては、家族関係をも含めたすべての人間関係を私的所有の原則に従属させている。したがって、私的所有の利益が重要視されればされるほど、家族の、この機能はますます抑圧されざるをえないのである。実際に、現在も、ブルジョア国家においては、家族の瓦解と道德的腐敗、離婚の破局的増加、多量の売淫と結婚外(性)関係の伝播、出生率の減少、などなどの現象が普遍的であり、しかも多数の労働者たちは貧困と失業のために家庭をもてないばかりでなく、子女の養育も困難な状態におかれている。だから、資本主義諸国家では、子女がまったくないか、あるいは一人か、二人の子女をもつ家庭が増加している。

家族が物質的打算と経済的圧迫から解放されてはじめて、子女の出生が心配なことではなくて家族の喜びや自慢の種となり、ここに子女の多い家族の出現する条件が醸成される。だから、家族の機能としての人間の増殖や世代の継承は、人民民主主義制度や社会主義制度のもとではじめて十分に具現される可能性が与えられる。現在の、社会主義陣営の諸国家において、人口の不断の増加をもたらしている傾向が共通の現象になっている事実はなにも偶然ではない。

つぎに、共和国の、家族の担う社会的機能のうちでもっと

も重要なのは、家族成員に、特にその子女たちに社会主義的愛国主義教養(教育)を与えることである。共和国の家族成員の相互関係は、労力的協助と相互幫助(扶助)の原則のうえに立脚している。つまり、家族をして、その成員を集団主義精神と他人の幸福のために献身する責任感をもつよう、教育させるのに役立たせるのである。

われわれの、家族のもつ機能のうちでは、その家族成員の、特に成長期の世代たちに対する教育がもっとも重要である。われわれの制度のもとでは、子女の教育は全社会的事業とされる。とはいえ、それは、家族の意義と役割を減少させるものではない。もとより、われわれの社会制度では成長期の世代は社会や国家によって教育されるが、しかし彼らは何よりもまず家庭を通じて教育される。いうまでもなく、家庭の環境や家庭での教育内容は、児童の個性形成に対して重大な影響を与える。幼年期の意識のなかに扶植された健全な習性は、将来の社会主義建設者としての活動における、網羅な力量と立派な品性を培ってくれる。

われわれの社会では、父母が、その子女たちを集団主義と労働愛護精神を基調にし、しかも自覚的な社会主義建設者として教育するための、自己の義務を履行するために必要なあらゆる協助を社会や国家から与えられる。

また、わが国においてますます堅固になって行く、政治的・道徳的統一は、家族生活の内部関係に対しても非常によい影響を与えている。人民の政治的・道徳的統一は、家族の利害関係と社会の利害を統一させたことよって、家族内における、子女たちに対する社会主義的愛国思想教育のための主たる条件を醸成したのである。

最後に、われわれの、家族の果たす経済的機能を指摘しなければならぬだろう。われわれの家族は、私的所有の支配的な家族とは異なり、経済的機能がもつとも主たる家族の機能ではなくて、それとはまったく異なる性格をおびている。つまり、われわれの社会では、私的所有の蓄積を家族の機能とするのではなくて、家族成員が家事を共同で運営し、その成員の勤労収入を共同で消費し、労働能力のない家族成員たちに対して物質的扶助を与える、などをその家族の経済的機能の内容とするのである。

これらの記述を基礎にして、われわれは、共和国の、人民民主主義制度下の家族をつぎのように特徴づけることができるであろう。すなわち、わが国の家族は、結婚ならびに血縁関係に基礎をおく人民民主主義社会の細胞で、その成員たちの相互愛情、男女平等、ならびに個人的利益と社会的利益の統一のうえに立脚しており、世代の継承、家族成員の、特に

女子の社会主義的愛国主義教育と、その成員相互間の扶助機能を遂行する、と。

したがって、われわれの家族は、異性に対する愛情、あるいは子女を生んで養育しようとする、人間の深い個人的性向と要求を充足させるための好適な条件を醸成するばかりでなく、社会全体の主要な要求を充足するための立派な条件を形成するという、人間の関連形態である。

共和国家族法の基本原則

わが国の基本法令である、共和国憲法（一九四八年九月八日 公布）は、「婚姻と家族は、国家の保護のもとにある」（第二三条第一項）と宣布している。

このような国家的配慮を直接的に具現する、共和国家族法は、ながい期間にわたって存続してきた旧封建的家族関係の遺習そのものを徹底的に根絶するとともに、新しい人民民主主義的家族をよりいっそう鞏固にする課業を担っている。

このような課業を果たすために、共和国家族法は、われわれの、新しい家族のおかれている基底的原理を反映し、かつまた固定させた基本的原則を確立させており、これらの原則に基づいてその結婚——家族関係の一切の領域を規制する。われわれは、このような意味における、共和国家族法上の

原則として、つぎのような項目をあるこげとができる。

1 共和国家族法は、家族関係の規制において、男性に対する女性の完全な平等権の原則から出発している。(一九四五年の)、八・一五解放後、北半部において実施された基本的民主改革の結果として、女性は国家・政治・経済・文化生活のすべての領域において男性と平等の権利を勝ちとり、女性の、この平等権は共和国憲法にもはっきりと定着している(第二二条)。そればかりでなく、女性の、この平等権は、その実現の可能性が現実的に保障されている。これは、共和国における、重要な憲法上の原則の一つである。この男女平等は、その家族法においても明確に具現されている。

いうまでもなく、女性が社会的生産や国家管理活動に広範に進出しておれば、家族生活内部における女性の役割と地位は向上する。しかし、逆に、女性が家庭内部において男性に比較していくらかでも不平等な差別的地位に処遇されておれば、女性の社会・政治・経済生活における自己の平等権を実現することは不可能であるはずである。だからこそ、「婦人の完全な自由をたたくいとらなければ、プロレタリアートが完全な自由を獲得することはできない」(「婦人労働者へ」——『全集』第三〇巻、三八三頁)という、レーニンの教えを指針として、わが国の、朝鮮労働党と政府は、常に女性解放に重

要な意義をもたせながら、家庭における女性の完全な平等権保障のためにあらゆる配慮を惜まないものである。

共和国家族法は、ブルジョア国家の家族法におけるその特徴を、つまり、家庭における、女性に対する差別的地位を徹底的に清算しており、またそうすることによって、家族法上の不平等ゆえに女性の社会・政治・経済活動に参加するための支障であったすべての条件を排除したのであった。

共和国家族法では、すべての家族成員は性別に関係なく完全に平等であり、結婚や家庭における男性に対するいかなる特権も認めていない。夫婦はその権利と義務において互いに完全平等であり、子女に対する関係においても母親は父親と平等であり、父母に対する関係においても娘は息子と平等の権利と義務をもつ。また、兄弟姉妹間においても、姉妹は兄弟と互いに平等の権利と義務をもつ。

このように、結婚—家族関係における、人格的・財産的権利と義務の、男女の完全な平等は、共和国家族法の一つの基本原則となるのである。

2 女性に対して完全な平等権を保障し、女性を社会的生産や国家管理活動に広範に進出させるためには、母性と子女に対する特別な多面的保護対策を幅広く発展させなければならぬ。

それは、少なくとも、つぎのような二つの理由に基づいて、特にその必要性が生ずる。

その第一は、女性は、ながい期間にわたって敵対的階級社会において差別され、圧迫されてきたがために、社会生活から遊離されていたばかりでなく、一定の文化的落後性を承継している。

その第二は、女性の生理的特性の、殊に母性としての女性のもっている特別の利益ならびに要求と関連するものである。

女性の、このような歴史的ならびに生理的特殊性を考慮して、母親と子女に対する特別の保護対策を広範に実現してはじめて、女性の事実上の平等が実現する。だから、女性の男性に対する事実上の不平等の痕跡さえ少しでも残っている時期には、このような対策はより切実に必要なのである。

国家の恒常的な配慮と補助(扶助)なくしては、女性は、母性としての義務を果たしながら、家庭における子女教養(教育)の責任と社会的生産における労働とを円滑に結びつけることが不可能である。

周知のように、資本主義社会では、資本家による搾取目的のために女性の労働分野が拡張されているにも拘わらず、それは不可避免的に家族の利益との矛盾を招くのである。

われわれの社会では、母性と子女に対する特別の保護と家

族に与える巨大な扶助によって、このような衝突が排除される。つまり、わが国では、女性を社会的生産労働に広範に進出させながら、それが家族生活と子女の利益に対して否定的に反影しないようにあらゆる配慮をするのである。

ここで注意を喚起したいのは、苛烈な祖国解放戦争(朝鮮戦争)を終えた直後の条件下における、母性と子供たちに対する保護のもつ意義に関してである。アメリカ帝国主義の、野獣のような野蛮行為に基づいて、戦闘員以外の平和的住民までもが少なからず犠牲になった事実と関連して、一九五三年の停戦直後に招集された朝鮮労働党中央委員会第六回全員会議は人口増加のために党的・国家的注意をはらったが、この全員会議の報告のなかで金日成首相は、「そのためには、母性に対する保護と子供たちに対する養育条件を改善するための国家的・社会的対策を樹立すべきであります」(「すべてを戦後の国民経済復興発展のために——一九五三年八月一日の、朝鮮労働党中央委員会第六回総会での報告」——『金日成選集』一九六二年、日本共産党中央委員会出版部刊、4上、九頁以下)と指摘した。

このような国家的配慮に対応して、共和国憲法は、「国家は、母性と乳児を特別に保護する」(第二二条第二項)と宣布している。

強制占拠者アメリカ帝國主義と李承晩徒党の虐政下に呻吟している南半部同胞の慘状を看過できない、わが政府は、その幼い同胞の子供たちを養育するための救援の提議を内容とする「内閣決定」第九六号（一九五八年八月）を採択したが、そこで数十万にのぼる南半部の流浪孤児たちを、すべてわれわれが引き受けて養育する用意のある事実を表明したのであった。これは、アメリカ帝國主義と李承晩徒党が、子供たちに對していかに無関心であり、かつまたその制度のもとでは父母と子供たちの生活状態がいかに悲惨であったかという事実を垣間みせてくれると同時に、わが朝鮮労働党と共和国政府のこの問題に對する配慮のいかに大きいかという、明確な對象のなまなましい実証の一つである。

共和国憲法上の、この原則は、わが国の家族法にもまた具體化されている。つまり、共和国家族法は、夫婦の相互關係を、父母と子女間の關係を、ならびにその他の家族成員相互間の關係を規制するにあたり、この原則をその出発点としているのである。例えば、夫婦の財産關係、夫や父親に對する妻や子女の扶養請求權、未成年者である兄弟姉妹やその他の家族成員（相互間）の權利などに関する問題は、その他の一連の問題におけると同様に、すべて共和国家族法上の母性と子供たちの利益を特別に保護するという立場にたつて処理さ

れる。このように、母性と子供たちに對する國家的保護は、わが国の憲法にまで確定されている、共和国家族法上の基本原則の一つである。

3 わが国における結婚は、一夫一妻制に立脚した、眞の自願的な一男一女の結合である。一夫一妻制は、ただ法令上の原則に止まらず、現実的生活自体のもたらす事実であり、したがつて結婚生活における普遍的規範化したのである。

共和国家族法は、ただ一夫一妻制による結婚だけを認め、かつまたその鞏固化を指向する。

共和国家族法は、すでに他の者と結婚關係を結んでいる者が、その結婚關係の存続する限り、重ねて新しい結婚關係を結ぶことを絶対に許容しない。特に、古い封建的遺習であり、八・一五解放當時までは相當に盛行していた蓄妾制度を断固として排撃するとともに、一夫一妻制の原則に違反した場合は嚴重な（刑罰）制裁を加える。

このように、法律上の二重結婚ばかりでなく事実上の蓄妾をも禁止し、所定の手続きをへて國家機關に登録した結婚にのみが夫婦の權利・義務を發生させ、いわゆる「事実上の結婚」に對しては（原則として）いかなる法律上の効果も認めていない。しかも、離婚と鬭争するための一連の（規制）条件を設定するとともに、家族生活内部における、男性との平等

権を女性に付与するなど、共和国家族法規範は真の一夫一妻制を確立し、それを鞏固化するための使命を遂行している。このようにして、一夫一妻制の原則は、共和国家族法の基本原則のうちの一つに属している。

4 すでに指摘したように、子女の教養(教育)は、わが国における家族のもっとも主要な社会的機能であると同時に、重要なその任務である。朝鮮労働党と国家は子女の教育のために常にあらゆる幫助(扶助)を与え、また家族法も子女の教育を主たる内容とする父母の権利を、すなわち親権をあらゆる角度から保護している。

それと同時に、国家は、父母がその子女を正しく教育するための厳格な要求を提起している。父母は、その子女を自分で養育し、かつまた第三者の侵害から子女の利益を擁護できる権利をもつが、しかし、父母のこのような権利は、父母自身の利己的目的のためではなく、あくまでも子女の利益のために認められ、だからこそ、その権利は法の厚い保護を受けているのである。このような立場に立てば、父母の権利は同時に彼らの義務でもある。したがって、父母が、その親権を行使しないか、あるいは不当に、つまり子女の利益と相反するように行使すれば、その父母は親権を剝奪されることもありうるのである。

わが国では、父母と子女間の関係において、彼らの相互間の愛情と、父母に対する子女の尊敬ならびに子女に対する父母の配慮を、もっとも高尚なものだと評価してその鞏固化を指向している。そして、これに適應して共和国家族法は、父母が子女を擯取したり虐待することを許さないことはもちろん、親権がただ子女の利益のためにのみ実現されなければならないという事実を、父母と子女間の関係規制の場合の出発点としている。

特に、子女に対する父母の権利・義務は、結婚生活中心に出生した子女と結婚生活外に出生した子女との間に差別が許されないから、その子女は、いかなる子女かを区別されることなく、父母に対して同等の権利をもつのである(「憲法」第二三条第二・三項)。

このように、子女の利益だけのための親権実現の原則は、共和国家族法のいま一つの基本原則である。

これらの、共和国家族法の基本原則は、ブルジョア国家の家族法の出発点である、一連の原則とは鋭い対立を示しており、後者に対する前者の比較にならないような優越性を証明してくるのである。

共和国家族法の源泉

1 憲法　　いうまでもなく、共和国憲法（一九四八年九月八日 公布）は、わが国における基本法であり、わが国の、国家および社会制度の基本問題について規定している。

金日成首相は、「朝鮮民主主義人民共和国憲法は、北朝鮮における政治生活の転変と北朝鮮において実施した民主改革を法的に確保させるとともに、このような秩序を樹立しようとする南朝鮮人民たちの基本的利益を反影」（「朝鮮民主主義人民共和国憲法の実施に関して——一九四八年七月九日の、北朝鮮人民会議第五次会議での報告」——『金日成選集』一九六四年、ペヨンヤン、第二巻、二三五頁以下）している、と指摘した。

結婚ならびに家族制度は、われわれの、人民民主主義社会制度の有機的構成部分の一つであり、しかもわが国家は家族を鞏固化するために常に深い配慮をしているのだから、共和国憲法は、新しい家族生活の基本的諸原則を、つまり家族関係を規制する、われわれの法規範の依拠している諸原則を、それ自体のなかに包含している。こうして共和国憲法は、共和国家族法のもっとも重要な基本的源泉となるのである。

共和国家族法の諸規定は、特にその基本的な原則的諸規定

は、すべて共和国憲法の規定をその源泉としている。つまり、共和国憲法は、他の法部門における規定に対してもそうであるように、共和国家族法規範条項の法的土台である。

いくつかの具体的な例をあげてみよう。すでに指摘したように、家族関係における男女平等は、つまり夫と妻の平等ならびに父親と母親の平等などは、わが国の家族法全体を貫く基本的原則の一つである。また、女性と子供たちに対する国家の特別な保護も共和国家族法の基本原則の一つである。いうまでもなく、これらの原則は、共和国憲法に明確に規定されている。すなわち、憲法第二二条には、つぎのように規定している。

女子は、国家・政治・経済・社会・文化生活のすべての部門において男子と同等である。

国家は、母性および幼児を特別に保護する。

さらに、同様の、他の例として父母と子女間の関係規制をあげることができる。結婚関係外に出生した子女に対して、結婚生活中に出生した子女の法律的地位と比較してならぬ差別的待遇も認定してないのも、また共和国家族法の基本原則の一つである。ところで、この原則についても、共和国憲法第二三条第二・三項にはつぎのように規定している。

結婚生活以外において出生した子女に対する父母の義務

は、結婚生活において出生した子女に対するものと同一である。

結婚生活以外において出生した子女は、結婚生活において出生した子女と同等の権利をもつ。

このように、家族関係規制の依拠している基本原則が共和国憲法に直接規定されて憲法上の原則になっているほかに、一連の家族法規範はいろいろな形態で共和国憲法上の原則を出発点としている。共和国憲法では、家族成員が互いに物質的に扶助する義務があるとされる。例えば、子女に対する父母の扶養義務、父母に対する子女の扶養義務、あるいは兄弟姉妹間における相互扶養義務などはその具体的表現である。このような物質的扶助を受ける家族成員の権利は、少なくとも、年齢上の条件（未成年者や高齢者）、あるいは健康上の理由に基づいて労働能力をもっていない場合に限って認定されるというのが、共和国憲法上の原則として確立されている。これらは、労働能力をもつ者の、自分の労働義務を果たさずに他の家族成員の労力や財産に頼るのを認めないという事実を意味する。「公民は労働しなければならない。労働は朝鮮人民の榮譽である。朝鮮民主主義人民共和国における労働は、人民経済および文化発展の基礎となる」（第三〇条）と宣布した、共和国憲法上の原則が、上述のような条件を要

朝鮮民主主義人民共和国の家族法

求している。つまり、家族成員間の扶養請求権が、どのような場合に認定されるかという問題を解決する、家族法規範にも共和国憲法上の原則が具現されている事実がわかる。

特に、共和国憲法は、結婚と家庭を保護する、国家の態度を、「結婚および家庭は、国家の保護下にある。……婚姻および家庭に対する法的関係は、別に法令をもって規定する」（第二三条第一・四項）と明確に宣布している。かくて、共和国憲法の、共和国憲法の「法律的土台」としての意義はより鮮明になる。

共和国憲法の基礎となつている基本原則は、（一九四五年の）八・一五解放直後に確立されて継続的に発展してきたが、家族関係を規制する法規範の法典化の全般的完成をみなという現時点において、共和国憲法の源泉としての、共和国憲法のもつ重要な意義はなお増大されるのである。なぜなら、家族法上の個々の問題に関する、規範的文件の形態での正式規定の欠如している場合の、問題の正しい解決には、共和国憲法の当該原則を指針としてもたらされる民主主義的
法意識によるほかないからである。

2 法令・その他の規範的文件　すでに指摘したように、共和国憲法は、婚姻および家庭に関する法的関係を他の法令をもって規定すると定めている。いうまでもなく、この「法

令」とは、最高人民会議の採択した法令だけを意味するものではなく、他の法規範文件、つまり、政令、内閣の決定・命令、省の省令・規則などを包含する、広い意味の法令と理解される。

アメリカ帝国主義の侵略的凶策によって祖国がいまだに統一していない状態のもとで、南北朝鮮全域に居住する公民の家族生活と切り離すことのできない複雑な問題の少なくない事態を参酌し、また法典自体が一定の恒久性と固定性を要求される事情も考慮しながら、朝鮮労働党と国家は、家族法典の制定をあせらず、家族法上の重要な諸原則を確固たらしめるための、現実の需要に応ずるために、個別的な法文件の形態で家族法上の規定を発表して実施する方策をとっている。

現在の、共和国家族法の源泉となる個別的な法文件のうちの重要なものとして、つぎのいくつかの法文件をあげることができる。

(1) 一九四六年七月三〇日の、北朝鮮臨時人民委員会の決定第五四号「北朝鮮の男女平等権に対する法令」(以下——「男女平等権法令」)は、共和国家族法の基本的土台を敷いたもっとも重要な源泉である。この法令は、ただ単に家族法上の範囲に止まらず、国家・経済・文化・社会生活のすべての領域における女性の男性との平等権を保障すると同時に

に、非自由的な強制結婚を禁止するとともに自由で自願的な結婚の原則を明示し、結婚年齢(女性は満一七歳、男性は一八歳以上)や一夫一妻制、ならびに離婚に関する基本原則、さらに家庭における女性の地位や権利などに関して、現在においても原則的意義をもつ一連の命題を確立したのであった。かくて、この法令は、共和国家族法の立場からしても、巨大な意義をもつ重要な源泉の一つとなっている。

(2) 右の、「男女平等権法令」の基本的・原則的命題を展開した内容に具体化して詳細に規定したのが、一九四九年九月一四日の、北朝鮮臨時人民委員会の決定第七八号「北朝鮮の男女平等権に対する法令施行細則」である(以下——「男女平等権法令施行細則」)。

この施行細則は、結婚の形式(登録)に関して、夫婦の財産関係に関して、家庭を鞏固化するための課業に適應した離婚手続きに関して、より詳細な規定を設けており、さらに父母と子女間の関係などに関しても一連の重要な準則を設定している。その後、この施行細則は、新しい規範的文件によって部分的に改正や補充が行われたが、現在においてもなお共和国家族法の源泉としての重要な地位を占めている。

(3) 内閣決定の形態で存在する、共和国家族法源泉中の重要なものに、一九五六年三月四日に発布して同年四月一日か

ら施行した、第二四号決定がある。この内閣決定は、従来には認定されていた、いわゆる協議離婚制度を廃棄して、それから以降は裁判所の判決に基づいてのみ離婚することができるよう改めた、共和国家族法の発展途上における画期的な意義をもつ法文件である。

また、一九五五年三月五日の、内閣決定第二八号「公民の身分登録に関する規定」も、家族関係の発生や消滅に関連する一連の事項を登録するための規定を包含しており、共和国家族法の源泉の一つである。

(4) 一九四九年二月三十一日の内閣指示第四七三号「立養の設定に関して」と、一九五二年七月二六日の内閣指示第一六七号「戦災孤児に対する立養手続きに関して」は、立養（養子縁組）と罷養（離縁）に関して、あるいは立養手続きに関する一連の準則を設定したもので、内閣指示の形態で存在する共和国家族法の源泉の一つである。

(5) 省規則の形態で存在する、重要な家族法源泉として、一九五六年三月一日の司法省規則第九号「離婚事件審理手続きに関する規定」をあげることができる。この規則は、離婚手続きに関する、さきあげた、一九五六年の内閣決定第二四号に基づいて、離婚事件の処理に関する詳細な準則を規定したもので、実践的立場からして極めて重要な家族法上の

意義をもっている。

(6) このほかに、一連の規範的文件に部分的に家族関係の規制と密接に関連する問題について規定しているものがある。例えば、一九五六年一月一日の、最高人民会議常任委員会の政令「時効に関して」には、夫婦間の債務関係における時効の停止と関連する問題を規定している。また、一九四九年一月一日の、内閣指示第二三二号「後見人・補佐人の設定ならびに監督に関して」も、家族法上の問題と極めて密接な関連をもつ法文件の一つである。

これで、われわれは、共和国家族法の源泉となる、規範的文件のうちから重要なものを見てきた。共和国憲法をはじめとする、これらの法文件によって、共和国家族法の基本原則と、それを基礎とする一連の準則が確立された。しかし、家族関係を全面的に規制する、統一的家族法典がいまだに実施されていないので、現在もなお少なからざる家族法上の問題が規範的文件の形態で明示されていないまま残されているのが現実である。例えば、結婚の無効に関して、夫婦間の人格の相互関係に関して、父母と子女間の関係のさまざまな側面に関して、あるいは兄弟姉妹間の相互関係に関する、詳細な法制化はいまだに欠如している。

しかし、このような事実は、これらの家族法上の諸問題に

対して共和国では何んら法的規制を受けないということを意味するものではない。実際に、結婚の無効認定に関する具体的成文法規範がないといっても、裁判実務や日常生活においてこの問題は厳密な法的手続きに基づいて処理されている。そこで、まず、成文法規定の欠如している、結婚—家族関係を規制する家族法規範はいったいどのような形式で存在しているか、という疑問が生ずる。いうまでもなく、このような疑問は、ただ単に家族法においてのみ提起されるものではなく、例えば、民法やその他の一連の法部門においても同様に論議されうる。しかし、ここでは、共和国家族法の源泉問題と関連する範囲内で少しふれることにする。

八・一五解放と同時に、共和国北半部では、真正な人民政権を樹立しながら、日本帝国主義の統治機構とそのすべての法令を即時に掃蕩した。日本帝国主義の法令は、その内容ばかりでなく、その形式さえも全面的に即時に廃棄した。しかし、解放直後に日本帝国主義のすべての法令に代わる、人民政権の新しい法令を一挙にすべて準備することは不可能だったので、少なからざる分野において法令の明示的規定の欠如する事態が出現した。そこで、人民政権は、このような現実的事態に対応して、判事は「法律に基づいて独立して裁判する」(一九四六年三月六日の、北朝鮮臨時人民委員会の決定

第三号の二「北朝鮮臨時人民委員会司法院、裁判所、検察所の機構と職務に関する基本原則」第二〇条)が、法律に規定がない場合、「判事は、その民主主義的意識と朝鮮人民の利益に立脚して裁判しなければならない」(同右)としたのであった。解放直後に比較すれば、現在は数多くの問題に関する、共和国の新しい法令が制定・実施されているが、しかし、祖国がいまだに統一していないという事情などの影響によって、右の「法律に規定がない場合」に該当する家族関係(事案)が珍しくないのが現実である。このような場合には、その問題に対する朝鮮労働党の政策に立脚し、憲法やその他の規範的諸文件に規定している家族法的原则にてらして、「民主主義的意識」に、つまり民主主義的法意識に基づいて問題を解決する。このような意味で、民主主義的法意識は、現在の、共和国家族法の一つの源泉としての意義をもつ。この、法の源泉として把握される、民主主義的法意識は、それを決して心理的な意識として理解してはならない。それは、法的諸問題に関する、一定の社会・政治的理念、原則、あるいは要求の総体を意味しており、その問題に対する朝鮮労働党の政策によって集中的に正確に把握することができる。

八・一五解放後相当の期間が経過した今日においても、このように民主主義的法意識が法の源泉として非常に重要な役

割を果たしているのは、わが国の、現実の具体的条件を反映したもので、ソ連邦や、ヨーロッパの人民民主主義諸国家における法の発展過程と比較して特殊な現象をもたらしており、したがって、一般的には共和国法の源泉、特殊的には共和国家族法の源泉問題から、このような特殊性を看過しては教条主義的な過ちに陥り易いであろう。

3 最高裁判所全員会議の指導的指示 裁判所構成法第五九条第二項によれば、「最高裁判所全員会議は、審理した事件に関する決定に基づいて、裁判実務諸般の問題に関して指導的指示を与えることができる」。共和国家族法上の諸問題に関する、この最高裁判所全員会議の指導的指示は、裁判実務上において極めて重要な実践的役割を果たしている。例えば、一九五〇年三月七日の、最高裁判所全員会議の決定第二号「離婚訴訟解決に関する指導的指示」や、この決定の補充に関する、一九五三年五月三十一日の、最高裁判所の決定第四〇号、さらに同日の「一部の事実婚の配偶者に法律婚の夫婦と同一の権利・義務を付与するのに関する指導的指示」、などは、その実例の一部である。

しかし、これらの、最高裁判所全員会議の指導的指示が、果たして共和国家族法の源泉たりうるか、否か、という疑問が残る。わが国における、個別的事件に関する裁判所の判決

に対しては、最高裁判所の判決も含めて、一般的に法の源泉としての地位を認定しないのに違論がないが、しかし、最高裁判所全員会議の指導的指示に関しては論争が続いている。この問題に関する全般的解決も、主として国家と法の一般理論で研究すべきであるが、家族法源泉に関する問題の一つとしても提起されているから、ここで簡単にその結論だけを示せば、それは否定的に理解するのが正しいと思う。すなわち、わが国における、最高裁判所全員会議の指導的指示は、共和国家族法も含めて、一般的に法の源泉とはならないのだ。裁判所は、法令に基づいて法を適用する義務を遂行するのであって、法を制定するのではないからである。このような見解は、わが国における、立法安定性の原則に符合するばかりでなく、人民民主主義的遵法性をより鞏固化するための朝鮮労働党と国家の配慮にも適応するはずである。

このように、最高裁判所全員会議の指導的指示は、法の源泉としては認定されないが、しかし、実生活や裁判実務における、家族法上の諸問題解決のために果たす役割は重要で巨大である。特に、さきに指摘したように、家族法上の問題がすべて規範的文件的形態に法制化されていない現時点のわが国においては、一般的に裁判実務上確立された見解、そのうちでも最高裁判所全員会議の指導的指示の果たす実践的意義

は極めて大きい。

また、最高裁判所全員会議の指導的指示は、民主主義的意識に基づいて解決される事件の、法適用上ありうる不統一を除去し、その場合の、適用される規範の具体的内容を明確にするためにも、実質上重要な役割を果たす事実を指摘しておく必要がある。

血族と姓名

1 血族 共和国家族法は、家族成員間の法的権利・義務関係を規制する。ここでいう、家族成員とはいったいどの程度の範囲の者を指すのだろうか？ 共和国における家族は、結婚を基礎にして形成される。つまり、結婚によって夫婦が形成されるとともに、すでに家族がもたらされる。しかし、共和国における圧倒的多数の、典型的な家族は、結婚（生活）から子女が出生し、その結果がもたらす、父母と子女、兄弟姉妹、祖父母と孫など、一連の血族関係にある者たちが、その成員となっている。

共和国家族法は、血族関係で連係していない家族成員間の関係も規制している。夫婦関係は、そのうちの代表的なものである。夫婦間の関係は、血縁の連係と関係なく共和国家族法によってその相互間の権利・義務関係の認定される関係

で、極めて重要な位置を占めている。立養（養子縁組）によって認定される、養親と養子間の関係も、彼らの間の血族関係の有無に拘わらず、家族成員関係となる。

しかし、共和国家族法は、一定の範囲内の者たちの間の権利・義務関係を設定する場合、彼らの血族的連係を念頭におく場合が少なくない。

母と娘、祖父と孫などのように、その相互間に出生上の連係のある場合、あるいは兄弟姉妹間、叔と姪間、のように共同の先祖から出生した者たちの関係を血族関係という。そして、前者、つまり、先祖とその後孫間の、出生上の連係ある者たちの関係を直系血族（例えば、父母と子女、祖父母と孫、曾祖父母と曾孫など）と呼び、後者、つまり、共同の先祖から出生した者たちは傍系血族（例えば、叔父と姪、兄弟姉妹など）となる。

また、血族関係を上・下の系列からみて、尊属と卑属に区別できる。すなわち、先祖から後孫に至る方向からみて、父母あるいは先祖に対する関係でその子女や後孫を卑属といい、後孫から先祖に至る方向からみて、子女や後孫に対する関係で父母や先祖を尊属と呼ぶのである。

こうして、直系か、傍系か、尊属か、卑属か、という事実に基づいて血族相互間には、直系尊属（父母、祖父母など）、

傍系尊属(叔父、姨母+母親の同父姉妹など)、直系卑属(子孫など)、および傍系卑属(姪など)の關係が生ずる。しかし、兄弟姉妹間、あるいは従兄弟姉妹間には、尊属や卑属の區別がなく、ただ単に傍系血族關係が生ずるのみである。

血族關係の遠近は、親等によってはかる。わが国では、従来から、この親等を寸数と呼称している。ただ慣用上では、直系血族は相互に寸数で呼ばずに、三代祖、四代祖のように世代数で呼称するのが普通であり、兄弟姉妹間にも寸数を用いないのが通例である。

寸数(親等)は、その血族關係のもたらされるために必要な出生の数によって決定する。例えば、祖父甲と孫丙は二親等(二寸)の血族關係にあるが、彼らの間の血族關係の發生するためには甲の子乙の出生と孫丙の出生という、二つの出生が必要だからである。傍系血族の寸数は、本人から共同先祖に至る出生数に、その共同先祖から相手方傍系血族に至るまでの出生数を合算して決定する。いうまでもなく、この場合、共同先祖自身の出生はその数に算入しない。こうして例えば、叔父甲と姪乙の間は三寸の血族關係にあるが、それは、甲の出生と乙の出生、ならびに乙の父親であり甲の兄弟である丙の出生、つまり三つの出生が要求されるからである。従兄弟を「四寸間」と慣用上呼称しているのも、これと同一の

理由によるものである。

出生の關係を基礎にしてもたらされる、血族關係は、生物学的事実に属しており、それは彼ら相互間の法的權利・義務の認定や否認に關係なく存在する。また、それは、父親およびその血族との間にも、母親およびその血族との間にも、まったく同じように認定される。

兄弟姉妹間の關係では、彼らが父母をみなともにする場合はもちろん、共同の父親をもつが母親の異なる兄弟姉妹(異腹兄弟姉妹)と、反対に共同の母親を持つが父親の異なる兄弟姉妹間にも、ともに兄弟姉妹としての血族關係が生ずる。しかし、結婚した当事者に、それぞれその結婚以前の子女のいる場合、その子女、つまり先妻の所生児と前夫の所生児との間には、共同の家庭生活において兄弟姉妹と同じように呼称する場合もあるが、本質上では兄弟姉妹としての血族關係はまったく存在しないのである。

血族關係にあるという事実から、扶養の權利・義務關係が認定され、相互間の結婚が禁止される、などの家族法上の一連の効果が設定され、また相続権などとの関連から民法やその他の法部門においてもいろいろな法的効果が發生する。

しかし、生物学的意味の血族關係の存在するすべての者相互間にみな法律的權利・義務關係が認定されるわけではな

く、その国家、あるいはその時期の社会制度や一連の民族的風習などによって、一定の範囲に局限された血族相互間にだけ、これらの法的効果を伴うようになる。

そこで、どの程度の範囲内の血族間に、どのような家族法上の権利・義務関係を認定すべきか、あるいは認定しているのか、ということが問題になる。この問題は、家族法立法の際に常に慎重に取り扱われるべき問題の一つである。いうまでもなく、このような家族法上の意義をもつ血族の範囲は、一般の形態で均一的に区分するよりは、扶養、近親間の結婚禁止、などの個別的問題別に事態の性質に相応して適切な範囲をそれぞれ限定するのがより合理的であろう。

現行の、共和国家族法は、健全な後世代の発展を保障し、家族を鞏固化し、家族成員相互間の、労働能力の欠如している成員に対する物質的補助を保障する立場から出発しながら、他方では、ながい間存続した、わが民族の伝統的風習を参酌して、ある問題では比較的近い親等の血族間に、また他のある問題では比較的遠い範囲の血族間に、それぞれ法的権利・義務関係を認定している。

ところで、血族関係と区別しなければならぬに姻戚関係がある。姻戚関係とは、結婚の結果がもたらす、一方の配偶者と相手方配偶者の血族との間に形成される親戚関係を指

す。例えば、嫁と夫の父母間の関係、あるいは婿と妻の父母間の関係が、すなわちこれである。

一般的には、姻戚関係にある人たちの間には、共和国家族法上の法的権利・義務関係が設定されない。しかし、近親間の結婚禁止問題と関連して、従来に姻戚関係のあったという事実はわれわれにも考慮すべき必要がある。

2 姓名 姓名に関する権利を、共和国では厚く保護している。重要な人格的権利の一つだからである。この権利は、家族法によっても相応の保護をうけている。

夫婦の姓に関する問題は、結婚によって発生する法律的效果の一つで、配偶者、殊に女性の姓を変更するか、否か、ということに関連して常に家族法の規制するところである。

結婚に基づく従来の姓の変更問題は、各民族の、それぞれの伝統的慣習が同じでないところから、各国ともに同じように規制しているわけではない。国によっては、結婚と同時に夫婦が共同の姓を用いるようにしているところが少くない。しかし、このように認定するブルジョア法の特徴は、(多くの場合)夫の姓を義務的に夫婦の共同の姓として、つまり、女性をして夫の姓に義務的に従うように強制するところにある。いうまでもなく、これは、男性に対する女性の従属的地位を法的に反影して固定させた現われの一つである。

朝鮮国では、従来から姓は父親のそれにしたがうことによつて一定の血縁的連係を表示しながら、身分の貴賤や家門の権勢を表象したから、姓の変更は許容しなかった。だから、結婚によつても結婚前の姓は何んら影響されることなく、各自の従来を姓をそのまま継続的に使用してきた慣行がながい期間にわたつて続いてきた。

現行の共和国法はこの問題に関する明文規定を設けていないが、しかし、これは結婚後にも夫婦は各自の本来の姓を使用するのが妥当だと考えたところによるものと理解する。実際の日常生活においてそうであるばかりでなく、身分登録実務においても、夫婦は結婚後も各自が自分の結婚前の姓をそのまま保つという立場に立脚している。

将来の共和国法典でも、夫婦の姓に関しては現行の実務と基本的に同じような立場を維持するであろう。結婚後にも夫婦各自の結婚前の姓を使用する権利を認定することは、女性に対して夫の姓に義務的にしたがうように要求するブルジョア法規範とは異なり、夫婦——特に女性——の独立した人格を擁護するのに一定の意義があり、また姓に対するわれわれの民族的風習とも自然的な合致をもたらしことになる。

現行の「公民の身分登録に関する規定」には、公民の姓名の変更を想定してその手続き方法を定めている(第一五條、第

一八條)。この規定中の、名に関する部分はしばらくおき、姓の変更はいつたいどのような場合に認定されるのだろうかという疑問が起りうる。現行の実務では、結婚にともなう姓の変更はこの規定を適用する例がまったくない。この法条項は、日本帝國主義下の革命的活動と関連して、あるいはその他のいろいろな原因によつて、本来の自己の姓とは異なる姓を使用してそれが現在も続いている者が、かつての自分の本来の姓に戻りたいという場合に適用されるにすぎない。つまり、この条項を根拠にして、現行の共和国法典では結婚によつて配偶者の姓を変更できる可能性を排除しなかつたと解するのは誤りである。

結婚した男女が従来からの各自の姓を使用する風習は、そのまま存続させるべきであり、それに対して無理な変更を加えるべき必要性はないはずである。しかし、この「姓不変」の原則を、絶対的な、ある神秘化した鉄則と看做す態度もまた正しいとはいえない。八・一五解放後の、共和国では、実生活の提起した現実的要求に基づいて、姓の変更できる場合もすでに認定されている。すなわち、共和国の養子制度では、八・一五解放前とは異なり、姓の異なる子も養子に迎えることができるようになったが、その場合に養子は養親の姓にしたがうことができるようになった(「公民の身分登録に

関する規定」(第一二条)のである。少くとも、この分野に関する限り、姓不変の原則は完全に瓦解されたといえるのである。

だから、結婚する男女が自分たちの不可分的結合の象徴として、平等な基礎に立脚して、ある一方の配偶者の姓を夫婦共同の姓にしたいと自願的に希求した場合は、それを「姓不変」の原則に反する、非道德的行為だとか、反倫理的行為だと烙印を押すのは、もはや確固たる根拠をもつものとはいえない。

したがって、結婚後にも各自の従来の姓を使用し続けると申し出た場合はもちろん、特に他の希望を表明しなければ各自の従来姓をそのまま保たせると同時に、結婚登録の際に当事者たちが相互合意を基礎にして、配偶者中の、ある一方の姓を夫婦共同の姓として使用したいと申し出れば、それが他の、合法的な、あるいは非道德的な目的を追求するものでない限り、その希望に対する法的容認の是非は一考すべき問題である。少くとも、将来の、立法過程において研究すべき価値ある問題の一つであろう。

また、子女の姓は、その出生と同時に定まり、生涯にわたって変動しないことを原則とする。

ながい期間にわたる、わが民族の伝統的な風習と觀念によ

って、子女の姓は、父親の姓に基づいて決定される。ただ父親の不明な子女に限り、母親の姓が子女の姓になる。しかし、この母親の姓にしたがった場合も、後日父親が確定すれば、いうまでもなく父親の姓にしたがって子女の姓も変更する。

子女の姓は、このように原則として父親の姓(例外的に母親の姓)にしたがって決定され、その出生登録申告の際に記載される。

子女の姓は、その生涯にわたって変更されることがないが、ただ法の定めた場合に限り所定の手続きを経てその変更が許される。「公民の身分登録に関する規定」は、姓の変更について、父親の姓(母親の姓にしたがった場合は母親の姓)が変更された場合に、その未成年子女の姓も、それにしたがって変更される旨規定している(第一八条)。したがって、この場合の、成年子女の姓の変更に関する規制を明確にしなければ、彼らの姓と父親の姓(あるいは母親の姓)との間に不一致が生ずる結果になる。この場合、われわれの民族的感情からして、このような結果をあえて放置しておいてよいのかという疑問が生ずる。

実務上では、立養(養子縁組)の場合を除けば公民の姓変更問題はほとんど提起されないから、さほど大きな問題には

ならないが、しかし、このような不一致をもたらさないような規制を設けるのが、わが国の実情により適切ではなからうか。

夫婦は、共和国法によって、結婚後も各自が自己の姓を使用し、その子女は父親の姓にしたがう結果、子女と母親はたいていの場合に姓を異にする。これと関連して、父母の離婚後にその女子を母親側が養育する場合の、父親の姓にしたがった子女の姓を変更して母親の姓にしたがわせることはできないだろうか、という疑問が生ずる。特に、つぎのような場合を想定するとき、それは切実性をともなう問題である。例えば、夫の反国家的犯罪行為によって、その結婚関係をそれ以上継続できないから離婚した妻が、彼らの間の子女を引きとって養育する場合を想定してみることしよう。その母親が、健やかに成長する子女に、国家に対して罪を犯したばかりでなく、父親としての義務を放棄した父親を、想起させることすら望まないこともあろう。ところが、その子女の姓はとみれば、母親の姓ではなく、父親のそれにしたがっている。このような事態を避けるために、母親の姓にしたがって子女の姓を変更するのは、母親の感情もさることながら、子女の教育やその利益のためにも肯定的な処置であらう。

将来の立法規範にはこの問題について明示的に規定するよ

う期待するが、現行規定の、姓名の変更手続きによっても積極的解決が可能だと解する。

子女の名は、出生登録に際して父母の付けたところにしたがい、生涯にわたり原則的に変更できない。しかし、それ相当の理由のある場合は、法の定める手続きをへて、その名を変更することができる。その変更手続きは、「公民の身分登録に関する規定」に規定している（第一五条、第一六条、第一九条）。

子女の名を選択する場合の、兄弟間の共通の文字の使用、あるいは祖先の名と同じ文字を忌避するなどの、従来の習慣は法的に何んら意義をもたない。

親権とその剝奪

1 子女の教養（教育） 自己の子女に対して、社会主義的愛国主義精神を抱かせ、国家的・社会的義務に対して誠実で、集団的規律を尊重するように教養（教育）することは、父母のもっとも重要な義務である。父母は、その子女の健康と健全な肉体的発達のために配慮するとともに、子女を学校へ通わせて勉学させ、もって社会的に有用な活動が遂行できるようにような準備と訓練をさせる義務がある。

これは、子女の教育に関する父母の義務が、子女を物質的

に養育することだけに局限されていないという事実を意味する。

父母の、この高尚で責任ある義務遂行のために、朝鮮労働党と国家は父母にあらゆる幫助（扶助）を与える。広範にわたる、児童機関、学校、ならびに民青団体による、成長する青少年のための、階級的・道徳的教育強化のための情熱的な事業は、この分野において特に貴重な意義をもつ。しかし、これらの国家的・社会的教育は、子女の教育に関する父母の責任と義務を弱化させるものでは決してない。父母が家庭においてこの義務を正しく実現する場合にはじめて、これらの国家的・社会的教育もその効果を十分に發揮できるのである。健全で睦まじい家庭環境のもとでの子女に与える父母の教育的影響力の巨大な重要性に鑑み、朝鮮労働党と国家は常に家族問題に対して大きな関心をもち、かつそれに対して配慮する。特に、朝鮮労働党第三次大会（一九五六年四月）と第一次代表者会議、ならびに一九五七年一月の拡大全委員會議の決定などにみられるように、社会主義的愛国主義精神を抱き、労働を愛し、祖国の運命と人民の福利に関心をもち、献身する精神を抱き、したがって、敵に対して憎悪心を抱くように子女を教育した、このような父母だけが子女と社会に対して負う自己の義務を正しく履行したといえる。

父母は、それと同時に、子女に社会的に有用な活動をするための準備をさせながら、彼らに一般教育上の知識と職業上の知識を修得させなければならない。

共和国では、教育を受ける権利が、公民の基本的権利の一つとして保障されている（「憲法」第一八条）。この権利は、七年制義務教育の実施、専門学校や大学における大多数の学生に対する国家奨学金制度、工場・企業所などにおける広範な教育網、ならびにその他の多様な対策によって、その実現が現実的に保障されている。しかも、現在、技術学校義務教育制の実施準備も進行中である。

このように、共和国では、子女の学校教育に関連する基本的配慮と物質的担保をほとんどすべて国家が引き受けている。父母は、その子女を学校へ通わせる義務を負うとともに、家庭における協助と影響力によって学校教育を助ける。父母が学齢期の子女の就学義務を履行しない場合は、法によって処罰される（「全般的初等義務教育実施に関する法令」——一九四九年九月一〇日——第四条）。

父母の、その子女の健康と身体の健全な発達のための配慮義務履行の場合の、その具体的内容は、特に法によって指摘されていないが、法は、この問題に対する父母の行動の適法性に関する一般的基準から出発して、父母のその義務の不履

行や不法的遂行（例えば、子女に対する苛酷な虐待や遺棄など）には親権の剝奪や刑事上の責任追求をもって臨んでい
る。

父母は、その子女に対する教育義務から出発して、その子女をして、われわれの共同生活上の遵則を尊重するように導き、国家や他人の利益に損傷を与えることのないように監督し、このような違法行為を未然に防止する義務がある。

ところで、父母が子女に対するこの監督義務を履行しない場合は、法の定める他の一連の条件が具備すれば、父母に一定の責任を負わせる。例えば、一四歳未満の子女が他人に損害を与えた場合は父母がその損害を補償する責任を負い、また、一四歳以上の未成年子女の不法行為の場合もその損害補償のための父母の補充責任を認定している。

さらに、子女を無監督状態に放置しておいた父母には、一定の場合に行政処分による罰金を賦課させることもあり（例えば、「交通秩序取締に関する規定」——一九四九年一月五日の内閣決定第一八〇号——第九条）、その程度の重い場合は刑法典の規定にしたがい刑事責任を負わせることもある（例えば、「刑法」第二四六条）。

しかし、この父母の子女教育に関する配慮義務は、同時に父母の権利でもある。つまり、父母は自ら親しくその子女の

教育に関して影響を与える権利をもち、他のいかなる者といえども、この父母の権利を妨害してはならないのである。だから、父母には、法的根拠なくしてこの権利を侵害した者、例えば、父母の膝下からその子女を別居させて自己のもとにおいた者に対して、その子女の引渡しを要求する権利がある。

子女をして父母の膝下で親しく教育されるように保障する、この父母の権利は、いうまでもなく子女に対してもっとも適切な教育を与えようように、つまり子女の利益に対する法の保護であると同時に、父母の子女に対する愛情や父母としての高尚な感情を保護するためのものでもある。

もちろん、父母の、この権利は裁判上の保護を受ける。すなわち、父母は、裁判手続きを通じて、この権利の実現を全うさせることができるのである。共和国家族法によれば、成長する後世代の教育がもっとも重要な意義をもつところから、裁判所の、この種の事件の処理には、父母の子女引渡し要求がその子女の利益に符合するか、否かを指針としなければならない。

この子女引渡しに関する、父母の権利問題の解決は、子女がいろいろな原因に基づいて両親以外の第三者のもとで養育されている場合と、父母の別居にともなう、子女を養育して

いる側の親に対する他方の親からの権利主張の場合とに分けて考察する必要がある。

前者の場合、つまり父母以外の第三者に対する、その父母の子女引渡し要求の場合も、裁判所は子女の利益保護をその指針として解決しなければならないが、しかし、ここでは子女の教育に対する父母の優先的地位を考慮しなければならない。いい換えれば、子女の養育・教育に関して、父母とその他の第三者（親戚を含む）との間にはほとんど同じような条件のある場合はもちろん、たとえ後者側にある程度の好適な条件のある場合でも、父母の側にその子女を教育できる条件の欠如している場合を除いて、父母のその子女を親しく教育するための引渡し請求は認めなければならない。例えば、父親甲と母親乙との間の子（四歳）を、甲乙の離婚にともない乙が自分の実家で養育していたところ、たまたま乙の再婚によってその子を母方の祖父母のもとで養育していると仮定してみよう。この場合、たとえ母方の祖父母に父親甲よりも物質的条件をはじめとする一連の好適な事情が備わっていたとしても、父親側に特に甚だしい悪事情のない限り、父親甲のその子女の引渡し請求を認めなければならない。

しかし、これとは反対に、その子女の両親の間においてこのような紛争の生じた場合は、そのどちら側の親の権利に対

してもその優先性を云々できない。両親は、どちらもその子女に対して平等の権利・義務をもっているからである。

いうまでもなく、われわれの、圧倒的大多数の場合が、父母の相互合意に基づいて、睦まじい雰囲気の中でその子女に対するすべての教育問題を解決しており、父母相互間のこの種の紛争は例外的な存在にすぎない。

家庭生活が破綻して、その父母が別居するか、終局的に離婚せざるを得ないような、つまり例外的な場合にはじめて、どちらの親がその子女の教育を引受けて実現するかという問題が不可避免的に生ずる。

すでにふれたように、裁判所は、離婚判決と同時に子女の養育問題も一緒に解決しなければならない。そして、裁判所は、その子女の養育・教育問題を父母のうちのどちら側に任せるかを決定する場合、ただその子女の利益保護だけを念頭に出発する。「離婚事件審理手続きに関する規定」第二〇条は、裁判所がこの問題を判定する場合、「子女の利益（保護）の立場から、子女の年齢、現在の生活状態、当事者たちの養育能力、その他の諸事情を考慮して、子女を扶養すべき配偶者を決定」すべきだ、と指摘している。ちなみに、この場合の「扶養すべき配偶者」とは、その子を直接養育・教育すべき配偶者を意味するものである。いうまでもなく、これは、

子女の教育を父母のうちのどちらが引受けるかという、父母相互間の紛争解決において、物質的保障のより豊富な事実だけが決定的な意義をもたないということを意味する。子女の利益は物質的条件だけで保障されるものではなく、むしろ、子女の養育・教育を親しく実現する親の道徳観、子女に対するその愛情と関心、あるいは子女のその親を慕う程度、などがその保護にとってより重要な意義をもつものである。つまり、子女の養育・教育を任せるべき親は、それぞれの具体的生活環境を、總体的に、しかも綿密に考慮した基礎のうえに立脚して決定しなければならないのである。この場合、その子女本人の希望も必ず参酌すべきである（「離婚事件審理手続きに関する規定」第二条は、一〇歳以上の未成年子女の意見は必ず裁判所が聴取するよう義務づけている）が、しかしそれ一つだけが決定的な意義をもつものではない。

そこで、この問題の解決には、子女の利益保護を指針とすべきであるが、あくまでもそれは正しく理解された利益を意味するという事実を強調しておくべきだろう。

最後に、父母たちの生活環境や条件が変わる場合もありうるし、また子女自身の需要も変わる場合がありうるどころから、いったんある親の側に子女の教育を任す決定をした後でも、事情の変化にともない、いつでも新しくこの問題を提起

して解決してもらうことができる、という事実についてふれなければならない。例えば、一連の事情とともにいまだにその子女が幼いという理由などに基づいて、母親の側に子女の養育・教育を任した場合、その子女がすでに相当成長して母親の手数を従前のように切実に必要としないばかりでなく、その母親が新しい結婚関係を結んだがために、その子女が継父のもとに居る場合を想定してみよう。いうまでもなく、これらの事情は、その子女が父親のもとで養育・教育されるのが子女の利益のためにより適切だ、と認定される根拠となりうる。この場合の、従来、その子女の養育・教育を母親に任せた裁判所の決定のあった事実は、父親の母親を相手方とする、子女引渡し請求訴訟の提起をいささかも妨害するものではなく、場合によってはその要求が容認される。

2 子女の利益保護（法定代理人） 父母には、未成年子女（ならびに法律行為無能力者である成年子女）の権利を他人の侵害から保護するために、それを代理する権限と義務を付与されている。父母は、ただ父母であるという関係だけで、特別に任命される必要はなく、その子女の後見人、あるいは保佐人としての役割を遂行することになる。

父母は、法律行為能力をまったくもたないか、あるいは制限された行為能力しかもたない、自己の子女の利益保護を代

表する者として、民法や訴訟法上の一連の権利・義務をもつ。

共和国では、未成年者をさらに一四歳未満の年少者と一四歳以上の未成年者（一四歳以上一八歳未満の者）とに區別して、前者をまったく法律行為無能者と看做し、後者に制限された法律行為能力を認定している。このように、年少者は自己の行為に基づく民事上の権利取得や義務設定の能力をまったくもたないから、彼が法律行為の必要性をもっておれば当然自分自身の遂行すべきその法律行為を、他の者が代理して遂行しなければならないことになる。

そこで、その年少者に父母がおれば、その父母には、父母としての資格に基づいて一四歳未満の子女を代理する権限を付与している。しかし、父母がいはいか、あるいはいなくてもその権限を行使できない場合は、後見人を設定してその年少者を代理させることになる。

また、一四歳以上の未成年者は制限された部分的行為能力を認定されているから、その父母は、法定代理人としてではなく、未成年子女の権利行使や義務履行を協助する保佐人の役割を遂行することになるが、この場合も保佐人として特別に選定されることなく、親権者の資格においてその役割を担当する。

すでに子女が成年に達したが、精神的障害によって裁判所

から行為無能力宣告を受けた場合も、父母は、特別の選定手続きを必要とすることなく、その子女の後見人になり、その法定代理人になる（後見人や保佐人の選定ならびに監督に關して）——一九四九年一月一五日の内閣指示第二三二号——）。

これらの事実から、父母が一四歳未満の子女に対する関係で後見人としての役割を遂行し、一四歳以上の未成年者に対する関係で保佐人としての役割を遂行するのは、親権のうちの一部の顕現であるということがわかる。また、行為無能力宣告を受けた子女に対する関係では、彼が成年者であるところから親権者としてではなく、父母と子女間の関係に基づいて父母がその後見人となる事実がわかる。

いうまでもなく、この、共和国法の立脚している立場は、父母と子女間の関係というもつとも近くに密接な関係自体に、子女の利益を十分保護させ、かつ代理させるという事実から出発している。

われわれの、人民民主主義制度のもとでは、私的所有に基礎をおく家族とは異なり、父母と子女間の関係でも、子女に對するほんとうの愛情と配慮が物質的諸要因の影響から解放され、改化されるようになった。このような条件のもとではじめて、父母を、未成年子女の権利と利益保護者として、あ

るいは代理人として看做することが合目的となり、かつ客観的妥当性をもつようになる。

これらの事実と関連して、父母が自己の子女に対する関係で後見人や保佐人の役割を遂行する場合と、父母以外の者が後見人や保佐人に任命される場合との間には、法的規制において一定の差異をもたせるようになる。つまり、父母以外の者を後見人や保佐人に選定した場合は、彼らの任務遂行において被後見人や被保佐人の利益を損傷させないための統制や監督を必要とするが、父母によるこれらの役割遂行には、彼らと同じような統制や監督を必ずしも必要としない、という結論に到達する。さきにふれた内閣指示第二三二二号の「後見人や保佐人の選定ならびに監督に関して」によれば、後見人や保佐人の監督機関である所轄里人民委員会は、後見人や保佐人にその任務遂行状況に関する報告書を一年に一回以上提出させて、その作業内容を検閲すべきであるとされるが、しかし、このような定期的報告書の提出義務は後見人や保佐任務を遂行する両親には負わされていない。

いうまでもなく、後見人や保佐任務を遂行している父母の行為も、子女の利益と符合する内容のもでなければならぬ。未成年子女に対する父母のこの任務遂行が怠慢であったり、父母としての権利を乱用すれば、親権剝奪問題が生じ、

成年子女の、行為無能力者に対する後見人としての地位に関しても後見人交替の問題を提起させる場合がある。

また、父母は、裁判の原告や被告となる子女を代理して、必要な裁判上の行為を遂行することもできる。

さらに、父母は刑事訴訟でも、被害者である未成年子女に代わって訴訟を提起するなど、自己の未成年子女の利益を代表して法定代理人となる権利ももつ。

3 親権の剝奪 子女に対する父母の権利（親権）は、子女の利益保護以外の目的で行使してはならない。ところで、父母が自己のこの義務を履行しないか、あるいは子女との関係でその権利を非合法的に行使した場合は、裁判所にその親から親権を剝奪する権限を与えている。

現行の共和国刑法典は、刑罰の一種として一定の権利を剝奪する規定を設定しているが、そのなかには親権剝奪も含まれている（第二八条、第三八条）。この刑罰の一種としての、親権の剝奪は、「有罪判決をうけた者が、親権を乱用した事実が明白な場合に限り、これを宣告する」（第三八条一項）。この場合の、刑罰の一種としての親権剝奪は、常に犯罪行為の遂行に基礎をおいて宣告する。ところで、われわれが問題にする親権剝奪は、つまり共和国家族法上で規制する親権剝奪は、父母の刑事上の犯罪行為とは関係なく、父母の子女と

の関係における権利乱用の場合に民事事件手続きに基づいて宣告されるものである。したがって、この両者は、ともに親権剝奪と呼称されているが、明確に区別しなければならぬ。

このように、共和国家族法上の親権剝奪は民事事件手続きに基づいて宣告されるが、そこで、いったい誰がこの親権剝奪請求を裁判所へ提起できるかという疑問が生ずる。この制度は、子女の利益保護を志向したものであり、その子女の利益保護が国家の厚い配慮の対象であるところから、所管国家机关や社会団体はもとより、その子女の親戚、その他の利害関係をもつ個人など、広範囲にわたってその請求提起の権利を付与している。

いうまでもなく、われわれが家族法上の親権剝奪について考察する場合、それが子女の未成年期に、父母が子女に対する義務を履行しないか、あるいはその権利を非合法的に行使した場合の、その親から親権を剝奪する事実を念頭におかなければならない。父母は、未成年子女に対する関係だけでなく、成年子女に対する関係でも一定の権利・義務をもつものである。例えば、成年子女に対する扶養請求権や財産相続権が、それである。しかし、親権を剝奪するという場合の「親権」とは、この成年子女を含む、すべての子女に対する

父母の権利一切を意味するものではなく、未成年子女に対する父母の一定の権利だけを指すものである。

だから、成年子女に対する関係では、どだい親権剝奪問題など起りえようがない。いうまでもなく、これは、子女の未成年者である期間中だけ、一定の場合に父母から親権を剝奪する問題が提起されるという事実を意味するものであって、そこから直ちに、親権剝奪はその効果として、成年子女に対する関係で父母に認定されている権利（すなわち「親権」の範囲外）にはまったく影響を与えないという結論が直線的に導き出されるということではない。

そこで、親権剝奪の法的効果に関する問題の解明には、綿密な研究を必要とする。

裁判所の判決に基づいて親権を剝奪された親は、いったいどんな権利を喪失するのだろうか。これは、親権の具体的内容に関連する問題である。まず、未成年子女の教養（教育）に関する権利、未成年子女の利益を保護するとともにそれを代理する権利、自己の未成年子女を他人の養子にする権利、などが親権の具体的内容であるが、親権の剝奪によってこれらの権利がその親から喪失する事実は疑う余地がない。

ところで、さきにふれたように、子女に対する父母の権利は、これよりはさらに広範囲にわたっている。特に、親権の剝

奪宣告を受けた親は、成年子女に対する関係で父母のもっている、扶養請求権や相続権なども喪失するののかという問題が提起される。

例えば、未成年子女を虐待し、父母としての義務をまったく誠実に履行しなかった父親に対する、親権剝奪宣告があったと想定しよう。その後、その子女は成長して社会的活動に従事しているが、その父親は老齢のために労働能力を喪失して他からの物質的幫助（扶助）を必要とする場合に、成年になったその子女に対して父親は扶養請求ができるのか、あるいはその成年子女が不幸にして父親よりも先に死亡した場合に、果たしてその父親に子女の財産を相続する権利を認定するのか、などの疑問が生ずる。

親権剝奪制度は、未成年子女の利益保護のために、その非合法的行使から子女を守ることに直接的設定根拠がある。だから、親権剝奪という事実から、子女に対する父母の権利がすべて喪失すると考えるのは間違っている。特に、子女に対する父母の扶養請求権は、かつて彼らがその子女を養育し、父母としての義務をすべて果たした事実に対する、その「代価」として認定されるものではない。子女が父母に対して自己の義務をよく果たさない場合でも、父母は不断にその子女に対して配慮しながら教養したように、父母が子女に対

してその義務を十分果たさない場合でも、子女は父母をよく扶養し、かつ父母として仕えることを自己の義務と考えるのは、わが人民の間にながく伝承されてきた伝統的美風の一つである。

これらの事実によって、子女の未成年期に宣告された親権剝奪は、特殊な例外的場合を除き、成年子女に対する父母の扶養請求権を自動的に喪失させないということが理解できるであろう。

また、子女の財産に対する父母の相続権も、親権剝奪それ自体によって自動的に喪失するものではないと解すべきである。この問題は、むしろ、法定相続人の地位にある者がどんな場合にその相続権を喪失するかという命題の一つの側面であり、一般相続法上の規制に基づいて解決されるべき問題である。

親権剝奪の効果と関連して、また、その効果がどの子女に対する関係で発生するののかということも一つの重要な問題である。すなわち、数人の子女をもつ親が、それらの子女のうち、ある子に対する関係だけでの親権の非合法的行使によって親権剝奪宣告を受けた場合、他の子女や宣告後に出生する子女との関係でも親権を喪失するのだろうか。少なくとも、親権を剝奪された父母は、どの子女に対する関係でも父母と

しての親権の維持がむずかしく、したがって、どの子女に対しても親権を行使できない、と理解することもできる。しかし、親権剝奪とは、父母の権利に対する重要な制限であり、それぞれ、一定の子女に対する、具体的行動事実に基づいて宣告されるものである。実生活でも、親が、子女たちのうちの、ある子に対しては格別よく配慮するが、他のある子に対してはまったく正反対の態度をとる場合のある事実を示している。このような場合に、父母が自己の義務を誠実に履行して配慮してきた、その子女に対する関係においてまでも親権を喪失するという結論は、確かに根拠のない不合理的なものである。したがって、親権剝奪は、ただ父母の非合法的な行動下におかれている、その子に対する関係にだけ効果的及ぶものであり、他の子女や宣告後に出生する子女との関係では、その親権は喪失しないものと理解しなければならない。それでは、いったん親権を剝奪された親は、子女が成年に達するまで、継続的に親権を喪失するのだろうか。それとも、裁判所が親権剝奪宣告のとき、一定の期間を指定してその期間だけ親権を喪失させ、期間の経過にともなって自動的に親権を回復させるのだろうか？

刑罰の一種として宣告される、親権剝奪には、刑法典に親権剝奪期間に関する規定を設定している。すなわち、一般的に

「親権剝奪刑罰は五年を超える期間を宣告できない（刑法」第四〇条）が、親権剝奪に関する限り、「剝奪された親権は、法令に規定した手続きによってのみ、これを回復できる」（同第三八条第二項）。これらの法条項と関連して、親権剝奪刑罰には、五年という最高期間上の制限を適用しないのか、それとも五年の期間以内に法令の定めた手続きによってその回復が実現されるのか、などの論議が生じ得るが、やはり前者の方がより合目的であろう。

だから、家族法上の親権剝奪には、裁判所が民事事件手続きに基づいて宣告する場合に特定の期間を設定する必要がある、もし子女の利益のために親権回復の必要があれば、また父母のあらゆる行動からそれが妥当だと認定される場合に、いつでもその回復を宣告する権限が裁判所に付与されていると解釈する。したがって、この親権回復に関する、裁判所の決定がなければ、親権剝奪の効果は、その子女の成年に達するまで継続するものと看做すべきである。

いうまでもなく、すでにふれたように、親権剝奪は、親権を喪失させることを意味するものであって、その子女を扶養すべき父母の義務を免除させるものではない。したがって、親権を剝奪された親も、その子女に対する扶養の義務を依然として負うものである。

親権を剝奪された親は、その未成年子女を法的に代理できないばかりでなく、他人の養子にする場合の同意権なども喪失する。いうまでもなく、これらの効果は、未成年子女と同居を継続しながらでも実現できる。また、親権を剝奪された側の親は、自己と別居している他方の親や他人の養育下にある子女の引渡しを要求できない。この場合はすでに別居しているからさほど問題はないが、しかし、現在同居中の未成年子女を甚だしく虐待しながらその親権を非合法的に行使した事実に基づいて親権剝奪が宣告された場合は、なによりもまず、その子女を、親権剝奪宣告を受けた親から分離させる問題が實際上重要な意義をもつことになる。このような場合に、その子女をどのように分離させ、それをどこにあずけるかという問題は、われわれの、具体的条件を十分参酌しながらさらに研究すべき問題の一つであろう。

立養（養子縁組）

他の、すべての制度におけると同様に、この養子制度も、（一九四五年の）、八・一五解放後の共和国北半部では、その性格と使命、ならびに本質において根本的に変革された。

八・一五解放後の、共和国の北半部に確立された、人民民主主義制度のもとでは、家族関係の新しい法的規制にともな

い、その養子制度もまったく新しい内容と性格をおびるようになった。われわれにとって、養子制度は、もはや絶対的に、私的所有者の財産的利益に奉仕するものではない。共和国における、養子制度の主たる中心的課題は、実の父母を亡くしたか、あるいはさまざまな事由によって実の父母の養育を受けられなくなった未成年の子供たちに、りっぱな家庭環境を与えうる肯定的なすべての条件、つまり、健康、教育、教養に関する環境と、社会的に有用な活動の準備を整えるための配慮をもっともよく保障する条件を与えるところにある。

共和国の養子制度では、養子になる子供の利益に対する保護と配慮が、その追求する目的の中心を占める。一九四九年一月三十一日の、内閣提示第四七三号「立養の設定に関して」は、この事実を、「立養は、養子となる者の利益のためにのみ、（設定）することができ」（第二項）、と単的に規定している。すなわち、立養に関する、共和国の、すべての法規制規範は子供たちの利益保護を、その出発点としている。

いうまでもなく、これは、養子の利益が養親の利益と対立するという事実を意味するものでは決してない。われわれの、人民民主主義制度のもとでは、立養を通じて、養子の利益と養親の利益が統一的に保障される。いい換えれば、共和国の養子制度は、ただ単に子供たちに好適な家庭的環境を醸成

してやるばかりでなく、養親に対しても、父親や母親としての配慮を子女に与えようとする、自然的な感情を充足させる手段にもなる。

共和国の養子制度でも、財産的性質の問題が一定の意義をもっており、また実際に共和国法によってそれが規制されていることも事実であるが、しかし、その財産的利益自体はこの制度の中心的地位を占めるものでは決してない。

したがって、共和国の養子制度では、私的所有者の利益のための、そのいかなる事実も存在する余地がない。実の息子や娘をおおぜいもっている公民にも、いくらでも養子を迎える可能性を許している。つまり、実の子女の存在は、立養設定の障害になるところか、かえって養子となる子供たちのためのより有利な条件の醸成根拠にさえなる。

さらに、共和国法は、養子を一人だけに限る、という制限も設定していない。

共和国の養子制度の中心的課題からして、男子だけが養親になれるとか、あるいは男子だけが養子になれるとか、などの制限もまったく根拠のないものになる。女性も男性と同様に親として充分配慮できるばかりでなく、女兒も男児と同じようにその利益がそれ相応に同等に保護されなければならないことはいうまでもない。共和国の家族法規範は、これらの

要求をすべてしっかりと定着させている。

共和国における養子制度は、養子の法的地位を実の子女とそれと同等視しており、養子（と実の子との間）に差別をもたせない事実を、その原則の一つとしている。

これらの特徴をもつ、共和国の新しい養子制度は、父母を亡くした子供たち、つまり孤児たちに対する、勤労者たちによる健全な家庭的環境と配慮を保障してやるところに、主として適用されてきており、また現在も適用されている。

特に、さきの、祖国解放戦争（朝鮮戦争）当時の、アメリカ帝国主義の野獸的蛮行に基づいて父母を亡くした戦災孤児がおおぜい出現するにともない、彼らに対する立養が戦時や戦後を通じて広範に設定された。

金日成同志は、朝鮮労働党第三次大会における、中央委員会の事業総括報告のなかで、「戦災によって父母を亡くした戦災孤児たちの養育・保護事業に対する社会的関心をさらに高めるべきであり、愛育園や初等学院事業をよりいっそう改善しなければならぬ」と提示した。戦災孤児に対する、労働党と国家の、このような配慮に依りて、敵に対する憎悪と憤激を、犠牲になった同胞の子供たちに対する肉親的愛情として表わそうとする、勤労者たちの偽らざる愛国主義は、これらの戦災孤児たちに対する広範な立養の設立においても表

明された。

共和国政府は、勤労者たちの、このような指向を参酌して、戦時中である一九五二年七月二六日に、内閣指第五七号「戦災孤児に対する立養手続きに関して」を発表し、(戦災孤児に対する)さらに簡素化した立養手続きを設定した。

われわれは、さらに、養子制度に関する、共和国家族法の一般的諸原則が立養の諸問題にどのように具体化されたかを考察するであろう。

1 立養の手続き　すでにふれたように、立養(養子縁組)とは、実の父母と子女の關係のない者たちの間に、実の父母と子女間の關係と同一の法律關係を設定する、法律行為である。だから、立養は、ただ単に養親と子女間だけでなく、養親はもとより、一定の範囲内のその血族と、養子ならびにその子孫との間にも、その血族間に存在するのと同様の法律關係を発生させる。共和国法は、このように重要な結果をもたらす立養制度の意義、ならびに養子制度の中心的課業の実現を保障するために、一連の要求を提示して、その提示条件を遵守した場合にのみ立養の成立を認定する。

それでは、いったい立養成立のためには、どのような条件を充たさなければならないのだろうか？

立養成立のためには、まず関係者の自願的希望の存在が必

朝鮮民主主義人民共和国の家族法

要である。すなわち、まず養親となる者の希望の存在が必要であり、つぎにもし彼が結婚しておればその配偶者の同意も必要であり、養子となる者の、実の父母がおればその同意、なければ後見人や保佐人の同意が必要である。

また、養子となる子がその意見を表示できる年齢に達していない場合はともかく、少なくとも一〇歳に達しておれば、その本人の承諾も必要である。

さらに、共和国法は、これらの関係者の自願的意思のほかに、養親や養子となる者の充たすべき一連の条件も提示している。

しかも、これらの提示条件を具備し、彼らの自願的意思の存在する場合でも、それだけで直ちに立養の成立は認定されない。それは、所轄の人民政府機関、つまり、都市では市(区域)人民委員会、農村では里(邑、労働者区)人民委員会によって、その立養の申請が承認されてはじめて、その立養は成立する。いうまでもなく、この人民委員会の立養承認には、関係者たちの希望の存在だけでなく、養子となる子の利益保護がその指針となる。

そこで、これらの条件についてさらに詳細に考察することにしよう。

いうまでもなく、(実の)父母に代わって、養子に対する適

切な教養（教育）を保障し、その健康やその他の配慮をもたらすべき養親が、これらの、立養の目的達成のための必要な要求条件を具備していなければ、その立養の目的を達成することは不可能である。だから、さきにあげた、内閣指示「立養設定に関して」は、つぎに該当する者の養親となることを無条件的に禁止している。すなわち、①選挙権を剥奪された者、②裁判によって親権を剥奪された者、③法律行為無能力者、④破産者、⑤養子となる者よりも年少者である者、がそれである（第四項）。このうちの、①ないし③に該当する者に対して養親となる資格を認定しない事実に関する根拠と合理性に関しては、いまさら説明を必要としないであろう。

養親となることを禁止している者の範囲に「破産者」を含めたのは、いうまでもなく養子養育のための物質的条件を保障するための配慮から出たものであるが、現在の共和国では特別手続きによる破産宣告制度が実施されていないから、この条件は事実上の意義をもたない。

養親となる者の年齢に関しては、ただ単に養子となる子より年長者であるだけを要求しているが、しかし、これは、未成年者でも自分より年少の子を養子にすることができるという意味では決してない。少なくとも成年者でなければ養親にはなれない。これは、法律行為無能力者の養親となることを禁

止した事実から推しても、明瞭な事実である。もしこのように理解すれば、養子になる者を未成年者に局限している他の側面からの要求と総合的に考察した場合、この⑤の要求は独自の意義を喪失することになる。したがって、将来の家族法典では、養親となる者の年齢に関して他の側面から規制すべきであろう。そこで考慮されるべき問題は、養親となる者が少くとも成年者であるべきことはもちろん、さらに一歩前進して、養子となる子の年齢との間に一定の間隔（例えば、一八歳）をもつ年長者であるべきことなどを、要求するのが合理的ではないだろうか。

共和国法は、これらのほかの、養親となる者の資格条件に関する制限を設定していない。だから、さきにふれたように、女性も男性と同様に養親となることができ、未婚者も既婚者と同様に養親となることができ。さらに、実の子女のいる者も、すでに養子にのいる者も、同様に他の子をまた養子に迎えることができる。

しかし、これらの養親となれる条件を具体的に具備している場合でも、それが常に養親として認定されるとは限らない。つまり、たとえ養親となれる法的禁止条件に違反していない場合でも、養子となる子との特殊な関係、あるいは健康状態や疾病など、他のいろいろな事情に基づいて所轄人民委

員会がその立養申請を否定するのが妥当だと認定すれば、その申請を拒絶することができるのである。したがって、法の認定したこれらの諸条件は、養親となるための最少の要求提示にすぎない。究極的に養親となる資格が十分だと認定される諸事情は、各個別の場合ごとに具体的に評価される。

独身者も養親になれるという事実と関連して、すでにふれたように、結婚関係を結んでいる者の立養には必ず相手方配偶者の同意を必要とする（「養子の設立に關して」第三項第三号）。もし養親の配偶者がその立養に賛成しなければ、養子の教育のための好適で正常な環境が醸成され難いと考えられるからである。

ところで、さらに一步前進して、このような場合に相手方配偶者の同意に止まることなく、結婚関係を結んでいる者の立養には夫婦共同でなければ、つまり夫婦がともに養親とならない限り立養することができないと規定するのがより適切ではないだろうかという問題が生ずる。夫婦がともに養親になれば、養子の教育のためのさらに適切な条件が醸成されることはもはや疑う余地がない。立養の効果からして、同意した配偶者と養子との間にも実の親子と同一の關係が生ずる。このように、結果的に夫婦の共同養子と事実上異なるところがないとすれば、なおさら配偶者のうちの一方に対する「同

意」要求に止まる必要はないのではなからうか。

いうまでもなく、現行の、夫婦のうちの一方の配偶者の同意に基づいて立養できる条件のもとでは、後にその同意した配偶者も同じ子を自分の養子にする可能性が生ずる。また、立養成立後にその養親と結婚関係を結んだ者が、相手方配偶者の養子を自分の養子として希望する場合もある。もとより、これらの場合は、相手方配偶者の同意を必要としないものと解する。

つぎに、養子となる条件は、なによりも立養の主たる目的が子供たちに養育と教育のための好適な家庭環境をもたらすところにあるから、まず未成年者であることが必要である。その子が、女子であるとか、養親との間に血縁關係がないとか、などはならん養子となるための支障にならない。ただ養親になる者の実の子女は、たとえその子が身分登録上他人の実の子になつていても、（実の父母の）養子になることはできない。彼らには、父母と子女間の關係確認が必要であつて、立養を通じて（実の）父母と子女間の關係と同じ關係を發生させる必要がないからである。さきの内閣指示「立養の設定に關して」も、「直系卑屬でない者との親子關係を設定する立養は……」と規定することによって、その要求を明示している。

通常は実の父母を亡くした子供たちが養子になる場合が多いが、しかし、父母がともに生存しているか、あるいは一方の親の生存している子も養子になることができる。実の父母の生存していないという事実は、その死亡が証明文書によって確認されなければならない。いうまでもなく、さきにふれたように、実の父母の生存している子を養子とする場合は、その父母の同意が必要である。しかし、その父母が生存しているても、親権を剝奪されておれば、その同意は必要でない。

また、父母の生存している場合でも、長期間にわたってその所在を分からないか、あるいは精神病などに基ついて同意できない場合は、その同意も必要としない。

愛育園やその他の国家機関にいる子の場合は、その父母の消息を分からなければ、父母の同意の代わりにその機関の責任者の同意を必要とする。

後見や保佐の設定されている子を養子とする場合は、それに対する後見人や保佐人の同意が要求される。

一〇歳以上の未成年子女の立養に、その養子となる子自身の承諾が要求される事実（「立養の設定に関して」第三項第二号）は、さきにふれた。

さらに、共和国法は、養子となる者に配偶者のある場合を想定して、養子となる者の配偶者の同意も要求している（同

第三項第三号）。（成年年齢を一八歳としていながら）女性の結婚年齢を一七歳と規定しているところから、論理的には、配偶者のある女性を養子とする立養設定もありうる。しかし、立養制度の中心的課題からして、たとえ未成年者であるとはいえ、すでに成年に達した夫のある女性を、ことさら養子にする必要があるかという疑問が生ずる。したがって、将来の家族法典では、この問題を否定的に解決することが望ましいであろう。

このように、立養の成立には、これらの関係者たちの自願的希望や同意、ならびに承諾を必ず必要とする。しかし、これらの、関係者たちの希望や同意だけではまた立養は成立しない。つまり、これらの、関係者たちの希望や同意に基づく、所轄人民委員会の立養成立に関する承認決定があつてはじめて、立養は成立する。これは、立養問題解決における、養子となる未成年者の利益が決定的な基準となるところから出た規制であり、したがって、関係者たちの希望と同意が果たして養子となる未成年者の利益と合致するか、否かを国家が審査するための担保となる。

この規制内容でも、われわれの立養制度は、ブルジョア法規範の内容と鋭く対立する。すなわち、ブルジョア法規範では、立養行為も普通の民事上の法律行為の一種と看做されて、

その当事者間の「契約自治」に委ねられ、国家は、これに干渉しないという立場が特徴的である。これは、他の契約の場合と同様にまったくの虚構であり、ブルジョア諸国家の子供たちに対する無関心の態度の隠蔽にすぎない。

立養問題の解決には、当事者間における平等の自願的合意を基礎とする結婚問題の場合とは、異なる原則を必要とする。だから、養子の利益を保障するための契機となる、人民委員会の承認決定が重要な終局的意義を付与されている。しかも、この場合の、養子となる未成年子女の利益とは、ただ単に物質的利益に局限されるものではない。つまり、その健康はもとより、養育と教育、そして社会的有用活動に必要な準備などに関する適切な配慮を保障する、そのような立養だけが養子の利益と符合するものと認定されるのである。

そこで、これらの、法の要求する諸条件のうちのある条件を違反しただけでも、その立養は破棄（罷養）される場合がある（後述の「罷養」の項参照）。

さて、立養は、養親となる者の申請に基づいて養子となる子の居住地の所轄人民委員会、つまり、都市では市（区域）人民委員会、農村では里（邑、労働者区）人民委員会が決定する（立養の設定に関して）第一項、ならびに「公民の身分登録規定」第一四条）。

朝鮮民主主義人民共和国の家族法

こうして決定された立養は、養子の実の父母（あるいは後見人）の居住地の身分登録機関に登録されると同時に、立養登録証書が交付されるとともに養子の出生証も交換交付される（「公民の身分登録に関する規定」第二一条）。

立養は、所轄人民委員会の決定に基づいて成立するものであり、この意味において、立養登録は、（登録によって成立する）結婚登録とはその意義を異にする。

すでに指摘したように、一九五二年七月二六日の内閣指示第一六七号は、アメリカ帝国主義武力侵略者たちの野獸的蛮行によって、それこそ頼るところも託すところも無くなった戦災孤児たちに対する立養設立に関して、簡素化した手続き規定を提示した。すなわち、その指示によれば、養親となる者の一方的申請に基づいて所轄人民委員会が立養を決定し、申請者をして身分登録機関に立養登録申請をさせるようにしたのであった。いうまでもなく、これは、当時の、戦時条件のもとで、敏速、かつ簡素化した手続き規定を提示することによって、その需要に応じたものであった。現在においても祖国解放戦争（朝鮮戦争）と関連する戦災孤児を養子とする場合に、この（特例の）手続き規定によるものか、否かについて疑問の生ずるところであるが、しかし、実務ではこの場合もすでに一般立養手続き規定を適用させている。

最後に、事実上の立養は成立していたが、その手続きを済ませて正式化する前に養親か、あるいは養子が死亡した結果、それを正式化する可能性がすでに断絶してしまった場合、ソ連邦の裁判実務では、利害関係者の申請に基づいて事実上の立養を確定する権限を人民裁判所がもつものと認定している（一九四五年六月二十九日の「ソ連邦最高裁判所全員会議の決定」）。現行の、共和国の立法文件では、この問題に関する解決策を示した法規範条項がないが、将来の、家族法典の作成で研究すべき問題の一つであろう。

2 立養の効果 立養によって、養親と養子間には、実の父母と子女間に存在するのと同じの法律的関係が成立する。いうまでもなく、これは、立養制度の本質と目的自体からえられる当然の結論である。現行の、共和国の法規範文件では、立養の法的効果に関する詳細な規定を設定していない。しかし、さきの、一九四九年一月三十一日の内閣指示「立養の設定に関して」が「直系卑属でない者と親子関係を設定する立養は……」と述べ、つぎにふれる、養子の姓を養親の姓にしたがわせることなどは、右の結論をその前提とした事実をものがたるものである。

かくて、養親と養子間には、(実の)父母と子女間の人格的・財産的権利・義務関係に関するすべての法規範条項がそ

のまま適用される。だから、養親と養子間の権利・義務、つまり法律的相互関係の内容は実の父母と子女間のそれとまったく同じである。そこで、つぎにいくつかの、この場合に固有の問題点を指摘するに止める。

養親は養子に対する関係において、実の子女に対する関係の場合とまったく同一の権利・義務を取得する。その結果、養親は特別に任命されることなく、未成年養子の親権者としてその法定代理人(後見人)や保佐人になる。養親は、養子を養育・教育する義務を負い、その扶養料の規模も実の父母の場合とまったく同じ基準にしたがって決定される。また、養子は実の子女の場合と同じ順位で養親の財産を相続し、養親も養子の財産を相続する権利をもつ。さらに、養親が成年に達した養子に対して扶養請求権をもつのも、実の子女に対する場合と異なるところがない。

もとより、養子の姓が養親の姓とともから同じ場合は、姓変更の問題は起こらない。しかし、彼らの姓の異なる場合は、養子が養父(あるいは養母)の姓にしたがうことになる(公民の身分登録に関する規定「第二二条」)。これは、夫婦が共同で他姓の子を養子に迎えた場合に、養子が養父と養母の姓のうちの一つを自由に選択できるという意味では決してない。このような場合は養父の姓にしたがうべきであり、した

がつて女性が単独で養子を迎えた場合にだけ養子が養母の姓にしたがうものと解する。

われわれの実生活では、つぎのような事例がよくみられる。すなわち、夫を亡くした独身婦人（寡婦）が戦災孤児を養子を迎えた場合に、養子をして自分の姓よりも亡夫の姓にしたがわせようと希望する事例が少くないのである。特に、このような事例はその婦人が亡夫との間に出生した自己の子女を養育している場合に多いが、これは、養子と実の子女の姓が同一になることを望ましく考えるところから出たものである。いうまでもなく、われわれの生活感情や養子の利益保護の立場からはもちろん、特に養母がこれを希望すれば、その希望を充たしてやるのが適切であろう。ただ、この場合に、これを、八・一五解放前の、いわゆる「死後養子」と混同視してはならない。

また、共和国の実務では、立養と関連して、養子の名前を変更する場合も少くない。これは、養親の実の子女たちが過去からの風習にしたがつて名前のうちの一字を互いに共通の文字にした場合に、養子の名前にもその共通の文字を用いることよって、養親と養子を名前によってまで実の父母と子女のようにし、さらに実の子女と養子間の外形までも実の兄弟姉妹と同じく整えようとする動機から出たものである。

立養登録では、すでにふれたように、養親に立養登録証書が交付されると同時に、養子の出生証も交換交付される。この新しく交付される、養子の出生証には、養父や養母の姓名を「父母」の記載欄に記入するばかりでなく、それが養父や養母である事実をことさらに明かさない。だから、交換交付された、出生証の記載だけでは、もはやその子女が養子である事実を確認することは難かしい。これも、すべての部門において養親と養子間の関係を実の父母と子女間の関係とまったく同一視する、共和国家族法上の基本的立場を反映したものであって、いうまでもなく共和国における養子制度の立脚している理念に符合するものである。

これらの事実の示すように、共和国では、養親と養子間の関係がまったく実の父母と子女間の関係と同一視されるといふのが、その基本原則となる。ところで、立養の法的効果問題は、ただ単に養親と養子間の相互関係だけに論議を局限してはならない。

まず第一に、立養成立後に養子の子女が出生した場合に、養親と養子の子女（ならびにその後孫）との間に祖父母と孫の関係が認定されるかということが問題になる。いうまでもなく、この場合の、肯定的解答には異論の余地がない。

さて、第二に、養子とその子女（ならびにその後孫）を一

方として、養親の子女（ならびにその他）を他方とする、彼らの間にどのような相互関係が認定されるかという問題がある。つまり、例えば、養親の父母と養子との間に実の祖父母と孫間の関係、あるいは養親の実の子女と養子との間に実の兄弟姉妹間の関係と同じ関係を認定するかという問題が生ずる。現行の共和国法規範文件にはこの問題に関する明示的条項がないが、しかし、ソ連邦の法規範ではこれを否定的に解決している。ではいったい、共和国の現行法解釈上ではいかに理解すべきであり、さらに将来の家族法典ではいかに処理されるのが望ましいのだろうか？

結論をさきに申せば、この問題に対して、共和国の現行法は肯定的に対処しており、将来の家族法典でも現在と同じような肯定的解決策を明示するのが合理的であろう。現行の共和国法がこの問題の解決策を明示していないのは、このような結論の否定を意味するものではなく、むしろそれを当然の前提としているからであろう。

養子とその子女を一方として養親の血族（父母、子女、その他）を他方とする、彼らの間に、養親の実の子女と養親の血族の間に存在する関係と同一の関係を認定するのは、わが人民の養子制度に関する伝統的観念や実際の事態と一致する事実である。また、われわれの立養制度は、養子となる子の

ために養親の家庭内でもっとも好適な生活と教育の条件をもたらし、やるところに主たる課題があり、この目的を十分に実現させようという立場からしても、この結論はまったく合目的である。もし養子と養親間における父母と子女の関係だけを認定するに止まり、養親の父母や子女とは祖父母と孫の関係や兄弟姉妹の関係を否認されて互いに他人同志と看做されるとすれば、もはや立養制度の目的自体が肯定的に実現しないはずである。

この結論に反対する立場の論者たちは、その根拠を、おおよそつぎのようにあげている。すなわち、養親の父母や実の子女と養子の間にも祖父母と孫や兄弟姉妹の間と同一の相互関係を認定するとすれば、彼らは、立養に対する同意の諾否を表現する機会や可能性をもたないまま、一定の場合には養子を扶養する義務を負うことになり、また一定の場合には自己の財産を相続させる権利をもたせることになって他の相続人たちの損失を招くことになるから不当だ、というのである。

しかし、共和国の立養制度では、財産的利害関係がその中心の意義をもつものでは決していない。しかも、ある人に子女が出生すれば、それに対する「同意」とはまったく関係なく、祖父母と孫間の、あるいは兄弟姉妹間の法律的关系が自らそれぞれ設定されるものであり、それに基づいて扶養請求

権者や相続人の数も当然増加する。だから、この、「同意諾否の機会や可能性をもたないという事実だけを、その法律的義務の負荷を拒絶できる根本的な根拠と看做すことはできない。また、純粋に所有財産の「損失」の有無について考察してみても、養親の父母や実の子女は養子に対する関係で、ただ単に扶養義務を負わされるだけではなく、同時に扶養請求権も取得できるのであり、したがって、相続人の数が増加するだけでなく、被相続人の数も同時に増加することになるはずである。

だから、これらの、反対論の論拠は、立養制度の本質的な使命、つまり養子に対して好適な家庭的環境を醸成してやるという、この使命にもっともよく符合している、右の結論を転覆させるだけの根拠とはならない。

ソ連邦の学者たちが、この問題に関する、自国の法的規制内容の是正を提議している事実は、決して偶然ではない。

最後に、立養は、養子（ならびにその後孫）とその実の父母や他の血族間の法的連係に対して、いったいどのような影響を及ぼすのだろうか？ つまり、養子になった者と、その従来血族間の権利・義務関係は、立養成立後も、そのまま継続するのか、否かという問題が生ずる。

いうまでもなく、立養によって、養子（になった子）とそ

の実の父母との間の父母と子女という事実や、あるいは養子とその血族との間の相互血族という事実は、断絶されることがない。しかし、だからといって、立養後も養子に対する関係で養親が父母の権利・義務をもつと同時に実の父母もまたその権利・義務をもつとすれば、養子には二つの系列の家族と二重の法的連係が併存することになり、これは、養親のもとで養子の養育・教育のためのもっとも好適な条件をもたらそうと意図する、共和国における、立養制度自体の存在趣旨と矛盾することになる。

そこで、この、養子とその実の父母や他の血族との間の法的連係、つまりその権利・義務関係の取り扱いに関する問題は、特に慎重に考究されなければならない。

われわれは、立養に基づき、養子（ならびにその後孫）を一方として養親やその血族を他方とする、彼ら間にはその血族関係の存在する者たち間における同一の法律的关系の設定される事実を、すでに指摘した。このような条件のもとで、立養成立後にも、養子とその実の父母や他の血族との間の法的連係を存続せるとすれば、養子となった子に対する教育的影響を分散させて、その意識のなかで養親とその家族を实の父母や血族と同様に慕わせるためにも支障をきたすことになる。だから、立養成立とともに、養子とその実の

父母との間の、あるいは養子とその血族との間の法的関係は断絶されるものと認定するのが正しい。

しかし、この一般的原则に対しても、つぎのような例外が認定されなければならない。すなわち、それは、継父母が継子女を養子にした場合である。継父が自己の配偶者の前夫との間の子を養子にしたか、あるいは継母がその配偶者の先妻との間の所生子を養子にした場合に、養子となった子は、自己の実の母や父との間の父母と子女間の権利・義務関係をそのまま継続的に保存する。もしこのような場合にも立養を理由としてその実の母や父と子女間の法的関係を否認するとすれば、それは、かえって子女と母親や父親間の正当な権利と利益が侵害されることになり、立養の課業自体の実現のためにも否定的に作用するはずだからである。

3 罷養(養親子関係の解消) 立養は、一定の期間や条件をつけて設定できるものではなく、永久的に存続する性質のものである。つまり、立養は、養親や養子においてはもとより、立養によってその効果の及ぶ他の者にとっても、臨時的性格をもつものではなく、永久的で、しかも固定的な性格をもつものである。

いうまでもなく、この立養の永久的性格は、立養の正常な場合のことである。すなわち、その立養が養子の実の父母や

その他の法の定める者の同意を得ており、しかも養子の利益保護と符合する場合に、その立養は永久的に存続する。その立養が基本要件に基づかない、違法なものであれば、その立養行為を破棄して養親子関係を解消させることができる。実に、罷養(離縁)問題は、これらの、立養の基本要件を具備しない場合に提起されるのである。

一九四九年一月三十一日の内閣指示「立養の設定に関して」は、「立養は、当事者(間)の協議によって罷養することができ、協議が成立しないときは人民裁判所に訴訟を提起できる」(第六項)と規定している。

この指示の規定によって、共和国法では、罷養に関して二つの方法を認定している事実がわかる。ところで、この二つの方法のうち、裁判手続きによる場合はしばらくおき、いま一つの協議罷養、つまり「当事者間の協議」による罷養問題に関しては、その正確な内容を特に明らかにする必要がある。この「当事者間の協議によって罷養することができ」というのは、養親と養子やその実の父母などとの間の罷養に関する協議の成立だけで直ちに養子関係を解消できるという事実を意味するものでは決していない。つまり、罷養に関する協議の成立した場合でも、立養の設定を承認する権限をもつ、所轄人民委員会に罷養申請を提出してその承認をえなけ

ればならない。所轄人民委員会は、当事者たちからの罷養申請を受けとった場合、その申請に根拠があるか、否かを、すなわち、その立養が違法であつて養子の利益保護と矛盾するか、否かを審査したのちに、その申請を承認し、あるいは拒否する。当事者たちからの罷養申請があるからといって、所轄人民委員会が義務的にその罷養承認の決定をしなければならぬという性質のものではない。

この内閣指示「立養の設定に関して」第六項からは、少なくとも、直接的にこのような内容が導き出せるものではない。しかし、立養の設定自体が所轄人民委員会の承認決定を必要とする以上、その破棄を単に当事者間の個人的協議にだけ依存させないのは、むしろ当然の結論であらう。つまり、当事者間の罷養に関する合意が真に根拠をもつものか、否かを、特に養子の利益保護が適切に考慮されているか、否かを、審査統制すべきことが国家によって保障され、かつまた要求されている。このように理解してはじめて、共和国における立養制度の全趣旨とも合致する。また、法規範文件上の根拠として、例えば、「公民の身分登録に関する規定」第一三条をあげられるが、同条によれば、罷養登録の際には、当事者間の罷養に関する合意証明文件ではなく、所轄人民委員会の「罷養に関する決定書」や所轄裁判所の「判決写本」の提出

を義務づけている。これらの事実から推しても、いわゆる協議罷養の具体的内容は、右のように理解するのが正しいのである。したがって、この「協議罷養」は、むしろ「行政手続きによる罷養」とでも呼称するのが適當であらう。

事態の本質からして、この罷養問題解決のためには、当事者間の合意はさほど重要な意義をもつものではない。

さて、それはともかく、この、いわゆる協議罷養を申請できるのは、養親、成年に達しておればその養子本人、未成年者であればその実の父母などである。

いうまでもなく、この場合の罷養の根拠となる事由は、立養条件の違反か、あるいは養親子関係の存続が養子の利益保護のために望ましくない場合などである。

また、養親と養子の実の父母による協議罷養の場合、養子が一〇歳に達しておればその養子本人の同意も必要である。立養設定の場合にその同意を必要とする以上、当然、罷養の場合も同様に解釈すべきだからである。

裁判による罷養の場合は、養親、成年に達しておれば養子本人、養子の実の父母などともより、任意の個人、国家机关、社会团体など誰でも、養子の利益保護のために必要だと認める限り、裁判所に訴訟を提起できる。

もとより、裁判所は、罷養問題の解決に際して、養子の利

益保護をその指針としなければならない。

罷養を承認する、人民委員会の決定や裁判所の判決が確定すれば、罷養登録を行なうことになる。この罷養登録と同時に、罷養登録証書が交付され、出生証が再び交換交付される。

ところで、罷養の確定は、いったいどのような法律的效果をもたらすのだろうか。

まず罷養と同時に、立養設定に基づいて発生した権利・義務関係はすべて消滅する。立養条件の違反に基づいて罷養が承認された場合でも、罷養の効果は、将来に向けて解消されるだけで、立養設定当時に遡及する問題は生じない。この点が、罷養の結婚無効の場合と異なる特徴である。

このように、養親とその親戚を一方として養子とその子女や後孫を他方とする、彼らの間の関係は罷養によってすべて消滅するが、それでは、養子とその実の父母や他の親戚との間の関係は罷養によっていったいどうなるのだろうか。彼らの間の、立養の設定によって断絶された法的連係は罷養によってすべて回復するものと解すべきである。現行の、共和国の法規範文件では、罷養の場合に養子は養親の姓から再び実の父親や母親（従来母親の姓にしたがった場合）の姓にしたがうものと規定している（「公民の身分登録規定」第一三条）だ

けで、さらに詳細に規定していないが、しかし、共和国における立養制度の全趣旨からして、その法的連係はすべて回復するものと認定できる。

罷養問題を解決する人民委員会や裁判所に対して、罷養後にも必要な場合には、従来養親に（従来）の養子に対する扶養料の支払い義務を一定期間にわたって負わせる権限を付与するのが望ましく、将来の立法過程で研究されることを期待して止まない。

継親と継子間の相互関係

継親と継子間には、いったいどのような法的関係が認定されるのだろうか。われわれの、新しい家族法の原則的理念から推して、彼らの間には実の父母と子女間の関係と同一の法的関係が認定されられないものと解する。継母（または継父）の他に継子の実の母親（または父親）の生存している場合を想定すれば、父母と子女間の関係は父母の離婚によって消滅しないから、この場合は実の親子間の法的関係が消滅しないが、もちろん並列的に継親にも同一の法的地位を認定する必要があるばかりでなく、むしろそれは不自然であり、継子や継親双方にとっても常に望ましいことではないはずである。この結論は、継子の実の母親（または父親）がすでに死亡し

た場合にも妥当する。だから、八・一五解放前とは異なり、継子に対する関係で継母は実の母親と同一の地位におかれるものではなく、また継母に対する関係で継子が実の子女と同一の地位を取得することもない。

実生活上において、継父や継母を父親や母親と呼び、継子女を「息子」や「娘」と呼称しながら相互に配慮しあうのは、道義上の習俗的意義だけでもつものであり、それに相応する法的義務をとまなうものでは決していない。

もし継父や継母が実の親の地位を取得しようと希望すれば、立養（養子縁組）に関する一般的手続きによってその目的を達することができる。

つまり、継親と継子間には、ただ継親と継子間の関係から相互に扶養の権利・義務の発生だけに局限されるものと理解すべきである。

継親は未成年の継子や労働能力を喪失して他人の物質的扶助を必要とする成年の継子を扶養する義務を負い、成年の継子には同様な条件の継親を扶養すべき義務がある。しかし、ソヴェト法規範にみられるような、つまり継子を一〇年以上にわたって扶養した場合に限りその継子に継親を扶養すべき義務が発生する、というような条件は、少なくともわれわれにとって適当でないものと考ええる。

継親と継子間にこのような相互扶養義務を認定するのは、家族成員間の相互扶助関係と符合するばかりでなく、われわれの実生活上の美風とも合致する。

実の父母の生存している場合でも、この継親と継子間の相互扶養義務は、実の父母との間におけると同一の順位で認定されるものであって、第二次的な補充的扶養義務の性質をもつものでは決していない。この点も、わが国における継親と継子関係の特徴の一つであるはずである。

未成年の継子に対して継親の負う扶養料支払いの規模は、一般的準則にしたがって、つまり当事者たちの物質的狀態によって適切な固定額で決定され、実の父母の扶養義務の場合の法定比率が適用されるものではない。

最後に、この継親と継子間の関係は、継親が継子の実の親と離婚すれば、それと同時に解消する。なぜなら、継親と継子関係の発生自体が、その結婚によってもたらされたからである。しかし、継親と継子関係が成立したのちに、彼らが互いに別居したとしても、それは既存の継親と継子関係を解消させるものではないと解する。

これらは、すべて継親と継子関係に関する共和国法の解釈に基づいてえた命題であるといえる。しかし、この問題に関する、明確な終局的解決は、立法的処置を通じてもたらされ

るはずである。かくて、将来の家族法典では、この問題に關して十分詳細に法制化するよう期待する。

扶養

1 子女に対する父母の扶養義務 共和国家族法上の、

この義務は二つの場合に認定される。すなわち、その第一は未成年子女に対する父母の扶養義務であり、その第二は、たとえ成年に達した子女であっても、労働能力がないばかりでなく、固有の財産もないところから、他人の幫助（扶助）を必要とする状態にある子女に対する父母の扶養義務である。

共和国の、現行の法文件上の子女に対する父母の扶養義務を、このように二つの場合に區別する根拠に關しては、異論の余地もありうる。なぜなら、子女に対する父母の扶養義務について規定している、現行の法規範条項、つまり、「男女平等權に關する法令施行細則」第二〇条、ならびに「離婚事件審理手續に關する規定」第二一条などは、特別に成年子女と未成年子女を區別することなく、ただ一般的な「子女」の養育費について規定しているからである。ことに、後者は、「學校に在学中の成年子女の學費」問題について規定しており、これも「子女の養育費」に含まれるべきかという疑問が起りうるが、もしこの問題に對して肯定的な解答を与え

るならば、それは成年子女に対する父母の扶養義務にも肯定的な解答を与えることになるう。

いうまでもなく、これらの法規範条項は、子女の扶養に對する父母の義務自体を全般的に規定したものではなく、むしろ、これらの扶養問題を前提としながら、離婚と同時に解決しなければならぬ子女の養育費の規模やその決定方法などを規定したものにすぎない。したがって、どんな場合に子女に對する父母の扶養義務が発生するかという問題は、これらの法規範条項が直接的に規定してゐるのではないのだから、共和国家族法の一般的原则と扶養義務の本質自体に基づいて正当な結論を導き出さなければならぬものと考えられる。

そこで、一方では、未成年子女に對する特別な保護原則の立場から、子女に對する父母の權利・義務を規制している共和国法の立脚してゐる精神を念頭に、他方では、成年子女の独立的地位と扶養義務自体の性格から推して、労働能力のある成年子女に對しては父母の扶養義務が提起できないという事實がわかる。かくて、わが国における、二つの場合（未成年子女と労働能力のない成年子女）にだけ父母の扶養義務を認定し、同時に、これらの場合の、その扶養義務の発生条件と養育費（扶養料）の規模などに關する問題をすべて画一的に規制することなく、おのおの場合の具体的実情に符合す

るように解決している事実を是認できるようにする。

将来の、共和国家族法典の作成では、これらの問題に対する明確な提示が望ましいが、しかし、現行の、共和国法規範の解釈と適用によっても、すでにこれらの原則は確立されたものと理解する。

この、二つの場合に認定される、子女に対する扶養義務は、ともに子女に対する関係で父母に負わされる扶養義務であるという事実に基づいて共通の規定で規制される場合もあるが、しかし、未成年子女に対する特別配慮を重視している立場から、両者間には法的規制上の一定の差異のあることも事実である。われわれは、まず、未成年子女であろうと、労働能力のない成年子女であろうとに關係なく、その子女に対する關係で負わされている父母の扶養義務共通の命題について考察し、つぎに、二つの場合にそれぞれ格別に論議されるべき問題を指摘するであろう。

共和国法は、子女に対する扶養義務を、父親と母親双方にまったく平等に負わせている。ここでも、男女（父母）間の完全平等の原則を貫徹させている。かくて、子女を扶養する父母の物質的義務に関しても、母親は、父親と完全に平等の責任を負うのである。共和国では、女性の社会的労働参加が広範に保障されており、また実際に多数の女性が同一労働に

対する同一報酬の原則にしたがって独立の労働収入を獲得しているが、これらの事実は父親と母親の子女に対する扶養義務の、この完全な法律的平等を現実的に根拠づけている。したがって子女の扶養料養育費請求訴訟は、父親に対してだけでなく、母親に対しても提起できる。しかし、わが国の裁判実務上にあられた資料によれば、この種の訴訟は、そのほとんどすべてが父親に対して提起されていることもまた事実である。

子女を扶養するための、父母の義務は、われわれの実生活上の圧倒的多数の場合に、それが権利・義務関係の実現過程として意識されることなく、自然で、完全に、自願的に実現されている。したがって、この扶養義務の履行を裁判手続きによって請求する訴訟事件は、極めて例外的な場合、つまり両親が睦まじく子女とともに同居していない場合、特に離婚と関連して提起される。だからこそ、さきにふれたように、共和国法は、裁判所に対して離婚判決の場合の子女の養育問題の同時的解決を義務づけており、父母の間で子女養育問題に関する正当な合意の成立をみない場合は、両親のうちの、誰が、どの程度の規模の養育費を負担すべきかという問題を解決するように規定している。もとより、これは、子女の扶養料（養育費）請求訴訟を、必ずしも離婚訴訟と一緒に提起しな

ければならないということの意味するものではない。父母の離婚問題と関係なく特に彼らの間の結婚関係の存続中でも、父母が自分の扶養義務を自願的に履行しなければ、この種の訴訟提起が可能である。

しかし、子女の母親と結婚関係にない男性に対する、その子女との間の父子関係確認請求事件では、この確認請求訴訟と同時に扶養料請求訴訟が提起されるのが通例である。

父母の結婚関係存続中の、その父親に対して提起された、子女の扶養料請求事件では、その訴訟が、他の女性との間に出生した子女に対する義務として、すでに支払い責任を負わされている扶養料の減額を目的として、人工的に作られた訴訟であるか、否かを詳細に観察する必要がある。

扶養の権利・義務は、一般的に権利者と義務者の個性と不可分の連係がある。したがって、子女に対する扶養義務もまた父母や子女自身の個性と不可分的に連係している。かくて、子女の扶養料の支払い義務を負わされている父親は、たとえ、自分の債務者が債務履行の代わりに扶養料の支払いに同意し、かつまた母親がこの事実に同意した場合でも、その扶養料の支払い義務を自己の債務者に転嫁することはできない。これと同様に、扶養料の請求権者である子女も、また自己の扶養料請求権を他人に移転することができない。要する

に、この扶養料に関する権利・義務には、親権の譲渡や債務の移転に関する民法上の規範条項が適用される余地がないということがある。父母と子女間の扶養義務関係は、相当にながい期間にわたって継続する関係(だから)である。

未成年子女に対する父母の扶養義務はその子女の出生時点から成年に達するまで続き、成年子女に対する父母の扶養義務は、その子女の労働能力の状態と自己の財産によって生計を維持できない期間中継続する。したがって、これらの期間中には、いつでも子女のために扶養請求権を実現させることができる。

また、この扶養請求権の存在する期間中には、その権利が時効によって消滅することはない。例えば、幼児の母親が、その子の父親に対して養育料を請求しないうまま五年間もその子を養育してきたが、不誠実な父親に対してはじめて将来の扶養料の請求訴訟を提起した場合、すでに三年の時効期間が経過したという理由でその請求を拒否することはできない。その子が一八歳(成年)に達するまでは、法の定める条件の具備している限り、その父親は依然として自己の子女に対する扶養義務を免れることができない。

しかし、この扶養義務の存続する限り、いつでも訴訟を提起して、それ以前の扶養料までも請求できると理解してはな

らない。扶養の権利・義務関係は、物質的扶助を必要とする家族成員に対する、その扶助を保障するところに目的があるのであって、扶養料が蓄財の手段の一つになってはならないはずである。

だからこそ、裁判所は、過去の期間中の扶養料請求はすべて許さず、訴訟の提起から以降だけの扶養料支払いを宣言するのである。しかし、原告は訴訟提起前にすでに被告から扶養料を請求するための対策を講じたが、被告が自己の義務履行を怠避していた場合、その事実を立証できれば、その対策を講じた以降の期間中の扶養料を、後に提起した訴訟を通じて請求することができる。いうまでもなく、この場合の扶養料支払い請求には、一般的民法上の時効期間（三年）規定が適用される。

また、すでに扶養料の支払い債務の成立した場合でも、権利者によってその権利が実現されないまま時効期間を経過した場合は、時効期間を超過した過去の期間中の扶養料部分は強執執行できないことになる。

しかし、すでに成立した、既成債務としての扶養料は、その権利者である子女が成年に達したか、否かに関係なく徴収できる。

子女のための扶養料請求には、その子女が未成年者である

うと、成年者であろうとに関係なく、いちように、一連の訴訟法上の特例が付与されている。すなわち、一般訴訟では被告の住所地管轄の裁判所へ訴訟を提起しなければならぬが、扶養料請求訴訟は、原告の住所地管轄の裁判所へ提起することができる。また扶養料の支払いを命じた判決は直ちにその執行が保障される、などがそれである。

これらが、未成年子女と一定の成年子女に対する、父母の扶養義務の共通性である。

さて、われわれはつぎに、これらの事実を念頭にしながら、未成年子女に対する父母の扶養義務の特殊性を考察することにしよう。

未成年子女に対する父母の扶養義務のもっとも特徴的な、つまり、成年子女に対する扶養義務との比較においてだけでなく、その他の家族成員間の扶養義務との比較においても特徴的な特色の一つは、この義務が無条件的であるということである。すなわち、父母は、子女の出生瞬間から成年（一八歳）に達するまで、その扶養義務を負うのである。

父母は、子女の未成年者である全期間を通じて、その子女の物質的狀態や生活条件の如何に関係なく、その扶養義務を負い、したがって、子女は父母からの扶養を受ける権利をもつのである。父母は、未成年子女がある一方の親（父親、あ

るいは母親)のもとで、あるいは親戚や他人のもとで生活しており、その生活条件が他の一方の親や父母双方からの物質的扶助を必要としない場合でも、その未成年子女の扶養義務を負わされる。また、父母は、未成年子女に相続や贈与などによる固有財産のある場合、父母からの扶養料以外の他の方法で生活手段を取得できる、そのような場合でさえ未成年子女の扶養義務から免れることはできない。

しかし、子女がたとえ未成年者であっても、すでに労働能力をもっており、実際に自己の労働的活動によって賃金やその他の勤労収入を定期的に取得している結果、自己の生活維持のために他人の扶助を必要としないような状態にあり、逆に父母は、労働能力の程度、健康状態、あるいはその他の原因に基づいて、その収入がかえって子女より少ない場合にも、父母に未成年子女のための扶養料を支払う義務を負わすべきか、否かという疑問が生ずる。この場合の扶養は、扶養義務自体の性質からして、すでにその道徳的・法律的正当性を喪失したものとみるべきではなからうか。このような場合は、あらゆる角度からその具体的実情を慎重に審査してその扶養義務を免除できる権限を、裁判所に与えるのが合目的ではないかという問題を詳細に検討する必要がある。つぎに、子女の扶養に対する父母の義務の、いま一つの特

色は、扶養料(養育費)の規模(額)が法令上固定しているということである。つまり、父母がその義務を自願的に履行しない場合、それぞれの具体的実情に応じて適当な扶養料額を決定するのではなく、法令の定めた規模の扶養料を支払うべきであり、したがって裁判所もそれ以外の扶養料額を指定することはできない。

「男女平等権に関する法令施行細則」第二〇条によれば、「夫婦が離婚した場合、その子女を養育する一方は他方に対して、養育する子女一人の場合はその収入の二〇%、二人の場合は三五%、三人以上の場合は五〇%の養育費を請求できる」。

その後の、一九五六年三月の「離婚事件審理手続きに関する規定」第二条は、この「施行細則」第二〇条に一定の補充を加えた。すなわち、同条は、「子女の養育費は男子平等権に関する法令施行細則第二〇条によって解決することを確認しながら、さらに続けて「しかし、当事者双方の合意が成立した場合は固定額で支払うことができる」とつけ加えたのであった。

この「離婚事件審理手続きに関する規定」による補充が、ただ単に扶養料額決定の際における、従来の比率的算出方法に(他の)固定額による確定方法をさらに認定したものにす

ぎないのか、それとも未成年子女に対する父母の扶養料の法定規模を父母双方の合意に基づいて変更できる可能性までも認定したものなのか、に關しては議論の余地がある。

これは、つぎのような根拠に基づいて、前者を意味するものと理解するのが妥当であろう。その根拠の第一は、實際的現実からして、母性と子女の利益を厚く保護するとともに家庭の鞏固化を目的として、未成年子女に対する父母の扶養料の規模を法令をもって確定し、それと異なる規模の指定権限を裁判所にまでも付与してはいない、従来立場の変更されるべき状態がいまだにみあたらない事実、これである。根拠の第二は、「離婚事件審理手続きに關する規定」第二条の法文の形式からみても、「男女平等権に關する法令施行細則」第二条を変更したのではなく、むしろそれを確認している事実、これである。そして、第三は、この補充の實際的必要性からみた場合、扶養料の規模を比率的計算方法によって算出することが常に適當だとはいえない（例えば、扶養する父母が、個人計理農民、手工業者、作家、芸術家などである場合を想定すれば十分であろう）場合もあり、したがって、實際的經驗からも固定額で表示される扶養料の規模確定が要求されていた。つまり、この補充は、これらの實際的需要に対応したものであったのである。

だから、固定額で表示された扶養料額も、扶養料を請求する子女の数と、その比率を定めた法定規模の基準にしたがって確定すべきである。また、いったん固定額による扶養料額を決定したのちにその支払い義務者の財産状態が著しく変更されることもありうるが、この場合は、その固定額による扶養料額を決定した裁判所が当事者の請求に基づいて、扶養料の金額、ならびにその支払い方法を改定することができる（「離婚事件審理手続きに關する規定」第二条第三項）。

「離婚事件審理手続きに關する規定」は、未成年子女に対する扶養料の算出基礎となるのはその支払い義務者の全収入だ、と指摘している。これを、「男女平等権に關する法令施行細則」の扶養料支払い義務者の「納税の基礎になる収入」と比較してみると、この両者間には若干の差異があるが、しかし、本質的意味においては同一内容のものである。

このように、父母の収入は未成年子女に対する扶養料の算出基礎になるが、いうまでもなくその収入の形態によって扶養料額の算出方法はそれぞれ異なる。

つぎに、いくつかの重要な場合の、扶養料の算出方法についてふれるであろう。

労働者や事務員の場合は、未成年子女に対する扶養料の規模が支払い義務者に支払われる労賃の、二〇%、三五%、五

〇%の比率によって決定され、支払われる。つまり、この場合は、労働契約に基づいて支払われ義務者の受け取る、固定的性質の労力報酬すべてが扶養料算出の基礎になる。だから、一時的性質の金額、例えば労力報酬の性質をもたない、補償金や表彰賞金として受け取った金額などからは扶養料を徴収できない。

社会保険による労働能力喪失補助金からは、その補助金以外の収入の有無に関係なく、扶養料が徴収される。

扶養料の支払い義務者が農業協同組合の組合員である場合、その未成年子女に対する扶養料はつぎのように算出する。すなわち、それは、支払い義務者の、その作業における労力日数を基礎にして、二〇%、三五%、五〇%の比率にしたがって決定される。しかし、支払い義務者に、その労力日による収入以外の、例えば宅地内の経理や家内副業による別途収入のある場合は、裁判所が、この労力日に対する比率によって決定した扶養料の他に、さらにその別途収入と被扶養者の物質的狀態を考慮して適切な固定的金額の支払いを宣告する。

ところで、農業協同組合の組合員に対して提起された、子女の扶養料請求の場合、もしその原告が被告の所属している農業協同組合の組合員でなければ、裁判所が原告の請求に基

づいて、被告の労力日に対する比率でなく、固定額による扶養料を決定することができる。

毎月の固定収入がなくて、その度ごとに労力報酬の変動する人たち、例えば作家や芸術家からの、子女に対する扶養料は、裁判所が子女の利益と当事者の物質的狀態を考慮して毎月支払うべき固定額の扶養料を宣告することがある。いうまでもなく、さきにふれた、「離婚事件審理手続きに関する規定」第二条の、当事者双方の合意に基づき、法定比率によらない、固定額による扶養料の支払い規定はこのような場合を念頭に設定したものである。

子女に対する扶養料支払い義務者が人民軍隊（警備隊を含む）の現役戦士や下士官として服務中の場合は、彼に財産のある場合に限り扶養料を徴収できる。それも、被告の入隊前の収入に対する比率ではなく、裁判所が被告の財産狀態を考慮して具体的に決定した固定額による扶養料を徴収しなければならぬ。

父母が別居しているか、離婚した場合は、父親と母親がそれぞれ子を引きとって養育することができる。例えば、二人の子女をもつ父母が、離婚後、父親が最初の子を、母親が次の子をそれぞれ引きとって養育する場合はそれである。この場合、両親がそれぞれ同数の子女を養育しておれば、もはや

互いに相手方に対して子女の扶養料を請求できない（「男女平等権に関する法令施行細則」第二〇条第二項）。

父母の労賃や労力日を基礎とする法定比率（二〇％、三五％、五〇％）によって子女の扶養料が際限なく支払われるるときにはその支払い総額が法定比率を超過することになる。例えば、ある男性がすでに自己の二人の子女を養育している女性に対してその賃金の法定比率三五％の扶養料を支払っている場合に、さらに他の女性との間に出生したもう一人の子のためにその賃金の二〇％の扶養料の支払いを義務づけた、他の裁判所の判決が宣告されたと想定しよう。この場合、その男性は子女三人に対する扶養料として、結局自分の賃金の五五％を支払うことになり、これはこの種の場合の法定比率五〇％を超過することになる。同一の被告から数人の子女に対する扶養料が徴収される場合は、それぞれの原告の養育している子女の数によって扶養料の総額が決定されるのではなく、その被告によって扶養料の支払われる子女の総数に依じた法定比率が適用されなければならない。だから、このような場合は、扶養料の支払い義務者に、各権利者を相手として扶養料の減額を請求できる権利を与えている。かくて、さきの設例のような場合は、扶養料の支払い義務者の賃金の五〇％が三人の子女に対する扶養料として徴収され、それを三

人が平等の比率、つまり、前者は子女二人だから賃金の六分の二、後者は一人だからその六分の一の比率で分割徴収することになる。

未成年子女を扶養すべき父母の義務と関連して、この義務に相応する権利の主体が誰かという問題が生ずる。父母による子女の扶養関係で、扶養料を徴収される側の親がその義務の主体である事実は明白であるが、しかし、この場合の扶養料請求権の主体が誰かという問題は、子女の母親の地位とも関係があり、義務の主体のようにははっきりしていない。この場合に、父母から扶養料を受け取るべき者はまさしく未成年子女自身であるが、その扶養料の請求訴訟は、その未成年子女を養育している側の親や他の者によって提起されるのがほとんどであり、彼ら各自の役割と地位をどのように評価するかということがこの問題の要点であろう。

ところで、この問題に関して、未成年子女のための扶養料請求訴訟を提起する側の親に、ただ単に子女の権利と利益を代表する者としての地位だけでなく、その扶養料請求権の独立主体としての地位を認定している見解がある。この見解の支持者たちの論拠は、おおよそつぎのようなものである。すなわち、未成年子女のための扶養料請求訴訟を提起する親は、子女の権利と利益を代表しながらその子女に属している権

利の実現を助けるために行動するばかりでなく、親自身が子女を養育する義務を負っている者であり、相手方の親から扶養料を受け取って子女のための扶養手段を拡張させるための利害関係をもっているからこそ、その請求訴訟を提起する。そこで、この後者の事態が、未成年子女のための扶養料請求訴訟を提起する親に対して、子女の代理としての資格の他に、さらに扶養料請求権の独立主体としての地位を与える根拠になる、と主張する。

この見解は、十分、注目にあたいする。いうまでもなく、このような見解に反対して、扶養料請求権の主体となれるのはただ未成年子女自身だけであり、その扶養料請求訴訟を提起する者は、親の場合も含めて、その未成年子女の利益を代表する代理人にすぎないと理解する立場もある。

引き続き研究すべき問題の一つであるが、未成年子女だけでなく、その扶養料請求訴訟を提起する親にも扶養料請求権の独立的主体性を承認する方向で、その論理的基礎と実践的正当性をより深く根拠づける必要がある。

国家は、子女の利益保護のためにあらゆる配慮をしながら、特に未成年子女に対する父母の扶養義務の確実な実現には大きな関心をもつ。すなわち、父母がこの義務を実行しない場合に民事上の効果（強制執行）をとみなわせるばかりで

なく、さらに扶養料を悪意に基づいて支払わない場合は刑事上の刑罰制裁までかざして臨んでいる（刑法「第一四三条」）。さて、つぎに、父母の成年子女に対する扶養義務について考察することしよう。

すでにふれたように、成年子女に対する扶養義務は、ただ単に彼が父母の子女であるという関係一つだけに基礎をおいて負わされるものではない。

成年子女が他人の扶養を必要とする状態におかれている場合にだけ、彼にもっとも近い血族である、父母からの扶養問題が提起されうる。共和国家族法では、成年子女に対する扶養義務を、つぎの二つの条件の具備した場合に限り、認定している。すなわち、その第一は、子女が労働無能力者であること、その第二は、子女自らが生計を維持できる自己の財産をもたない場合、がそれである。この二つの条件のうちの、どの一つが欠けても、成年子女に対する父母の扶養義務は発生しない。また、いったん発生した扶養義務も、これらの条件のうちの一つでも欠如するようになれば、もはやそれは消滅する。

これが、すなわち、成年子女に対する父母の扶養義務の、未成年子女に対する父母の扶養義務との、もっとも重要な相異点の一つである。

また、この成年子女に対する父母の扶養義務の規模（額）も、未成年子女の場合とは異なる方法で決定する。すでに指摘したように、ここでは、父母の収入に対する比率でその規模を決定するのではなく、子女の労働能力の程度、あるいは彼の受け取る労働能力喪失補助金の額や、その他の物質的状態と家族の状況（配偶者や子女の有無）などのすべて事情と、父母の物質的ならびに家族的諸条件とをいっしょに参酌して、おのおのの個別の場合に相応するように固定額の扶養料を決定する。

いうまでもなく、後日父母と子女の物質的状態が変動すれば、従来の扶養料決定額を変更することもできる。

共和国法が、父母の離婚にともなう、子女の養育費問題とともに「在学中の成年子女の学費」問題も同時に解決するように要求している事実は、さきに指摘した。いうまでもなく、これは、労働能力をもつ子女の、例えば大学に在学中であるのに、父母の離婚によって学業を中断する結果にならないようにするための、つまり子女の利益を保護するための配慮から出たものである。

しかし、この労働能力をもつ成年子女の学費に関する問題は、すでに彼に対する父母の扶養義務に属する問題ではない。裁判所は、この問題を、父母の物質的状態などを總体的

に参酌しながら子女に対してもっとも有利な条件で解決しなければならぬが、だからといって、父母の物質条件如何に関係なく、その学業の継続を法的に義務づけることを意味するものではない。共和国では、すでに大学教育までもほとんど国家の負担によって実施されており、ことさら父母からの学費の提供がなくても、その学業の継続が保障されている。したがって、さきの「離婚事件審理手続きに関する規定」が特に成年子女の学費問題を提示した理由は、父母の離婚問題の解決と同時に、子女の利益保護の立場からしてもっとも重要な学業の継続に関心をもちながら、一連の問題を（同時に）解決する必要性を強調するところにある。

2 父母に対する子女の扶養義務 共和国の、現行の法文件は、主として子女に対する父母の扶養義務に関して規定しているが、だからといってそれは父母の扶養に対する子女側の義務を否認しているものではなく、また実際に実務上でもこの義務を確認している。

父母は子女を愛撫し、子女が父母を尊敬しながら扶養するのは、わが人民の伝統的美風である。

父母に対する子女の關係は、ただ単に物質的扶助を提供することに局限されるものではなく、もっと広範な範囲にわたる。それは、むしろ法律的権利・義務關係を凌駕して道德的

確信のもとに実生活に浸透している関係である。いうまでもなく、共和国法上の、この父母に対する子女の扶養義務は、そのうちの、一つの部分的側面にすぎない。

父母に対する子女の扶養義務も、父母が労働能力を喪失し、かつまた自己の生計を独自の維持できるだけの固有財産をもたない場合、という二つの条件を同時に具備したときにはじめて発生する。

それでは、いったいどんな場合に、その父母は労働無能力者として認定されるのだろうか？ 成年子女の労働無能力は不具や身体的故障と関連してのみ問題とされるが、父母の場合は、これらの事由の他に、さらに老齢と関連しても労働能力の喪失が問題となり、むしろこの後者の方が正常な通例である。

さきにふれた、「補助金」に関する諸法令の規定は、もちろん家族法規範としての性質をもつものではないが、父母に対する子女の扶養義務発生の条件を理解するために役立つであろう。「国家の社会保障に関する規定」では、老齢定期補助金を受けられる年齢を男子六〇歳、子女五五歳と規定しており（第一四条）、さらに、養育者喪失定期補助金を受けられる扶養家族のなかに六〇歳以上の父親と五五歳以上の母親、ならびに、年齢に関係なく、第一類と第二類の不具者に属す

る父母をともにあげている（第一九条）。

この六〇歳以上の父親と五五歳以上の母親は、これらの法規範条項から推しても、共和国家族法上の、その子女から扶養されるべき労働無能力者としての条件を具備しているものと考えられる。

労働能力を喪失した父母は、年齢に関係なく、他の一定の条件が具備しておれば、その子女からの扶養を請求できる。ところで、子女は、この養育者喪失定期補助金の場合の家族の範囲にあげたと同じように、第一類と第二類の不具者に属する父母にだけ扶養義務を負うのか、それとも第三類の不具者に属する父母にも扶養義務を負うのかという疑問が生ずる。いうまでもなく、養育者喪失の場合に国家的保障の及ぶ範囲と、父母と子女間の血縁的關係に基礎をおく物質的相互扶助に関する義務の認定される範囲とが、必ずしも同一でなければならぬという必要性はない。父母が不具者で労働能力を喪失した場合は、父母と子女間の関係の特異な本質からみて、たとえ第三類の不具者であるといえども、他の一定の条件が具備すれば、子女にはその父母を扶養すべき義務が発生するものと解すべきである。

また、父母が労働能力を喪失した場合、それに基づく能力喪失補助金や、あるいは老齢定期補助金を受けている場合が

少くない。このような場合、父母はもはや自己の生計を独自に維持できる財産をもたないとは言えないが、だから彼は子女から扶養されるべき利益をもたないのではないかという疑問が生ずる。しかし、父母が各種の補助金を受け取っているという事実は、子女の負担すべき扶養料額の決定には考慮されるであろうが、この事実一つだけが直ちに子女の扶養義務を否認できる根拠とはならない。問題は、これらの補助金の額が、果たして他人の物質的扶助を必要としないう程度のものか、否かを正しく判定すべきところにある。

さて、父母は、さきあげた二つの条件が具備しておれば、子女に対して扶養請求権をもち、子女はその義務を負う。いうまでもなく、この子女の父母を扶養すべき義務は、従来、父母が子女に対して父母としての義務を十分果たしたか、特に子女が成年に達するまでその扶養義務を十分に履行したか、否かに関係なく発生する。父母に対する子女の、この義務が、われわれにとって、ある等価交換関係と類似の性質のものでは決しないからである。

父母に対する子女の扶養義務は、成年子女だけが負い、未成年子女はこれを負わせない。この義務の主体である成年子女は、労働能力をもつ場合はもちろん、たとえ労働能力をもっていない場合でも、その扶養のための物質的手段をもって

おれば、もはやこの義務の履行を免がれることはできない。つまり、扶養義務者である成年子女は、労働能力と物質的手段の両方を具備していなければならない必要はなく、ただこのうちの一つだけでももつておれば、その義務を履行しなればならないのである。

扶養を必要とする父母に数人の子女のおる場合は、そのすべての成年子女に扶養義務が負わされる。父母に対する子女の扶養義務は、出嫁した娘にまでも平等に負わされる。

だから、裁判所は、父母の扶養請求が成年子女全員に提起された場合はもちろん、そのうちのある特定の子女だけに提起された場合でも、扶養義務を負うべき成年子女全員を事件に参加させたいえ、彼らの物質的ならびにその他の事情を考慮して子女各自にそれぞれ適切な扶養料を負担させることができる。

また、裁判所は、具体的な実情に基づいて合理的だと認定したときには、数人の成年子女のうち、ある一人に父母に対する扶養料全額を支払うようにさせ、他の扶養義務者各自の負担すべき部分を適及的手続きの請求によって補償させることもできる。

父母に対する子女の扶養料の規模は、各当事者の物質的狀態を基礎にして固定額で決定する。いうまでもなく、この場

合も、いったん決定したその扶養料額を、当事者たちの物質的狀態の変動に基づいて、あるいは父母の労働能力の変化にしたがって改定することもできる。

すでに、子女に対する父母の扶養義務と関連してふれた、扶養義務自体のいくつかの特性、つまり、扶養関係の継続的性格、あるいは扶養権利者や扶養義務者自身と不可分の関係されている事実と関連する一定の特性などは、父母に対する子女の扶養義務関係にも同様に妥当する。さらに、訴訟法上の一連の特例が父母の扶養請求権に対しても容認される事実は、父母に対する子女の扶養請求権の場合とまったく異なるところがない。

3 祖父母と孫間の相互扶養義務 共和国家族法は、祖父母と孫間にも相互扶養の権利・義務関係を認定している。いうまでもなく、この場合の孫とは、その男女を問わない。祖父母は、未成年の孫を扶養すべき義務を負う。また、祖父母は、成年の孫が労働能力を喪失し、かつその生計を独自の維持できる自己の財産をもっていなければ、それを扶養すべき義務を負う。

この孫に対する祖父母の扶養義務は、祖父母にそれ相応の財力のある場合に負わされる。また、祖父母の、この義務は、孫が父母を亡くしたか、あるいは生存していても必要な

財力をもたない場合や、その他のさまざまな理由によって父母から（孫に配偶者のある場合はその配偶者から）の扶養をうけられない場合に限り、発生する。この場合の、孫が父母から扶養をうける可能性の有無や、祖父に孫を扶養できる財力があるか、否かの問題は、その事件を審理する裁判所が判定する。

孫を扶養すべき義務は、父系の祖父母にも、母系の祖父母にも、いちように負わされる。いずれの祖父母側から孫のための扶養料を徴収するかは、その事件を審理する裁判所が決定するが、もとより双方の祖父母から同時に徴収することもできる。

孫のための、祖父母の扶養料の支払い規模（額）は、当事者たちの物質的狀態に応じて適切な固定額で決定する。ここでは、未成年者に対する父母の扶養義務の場合のような、賃金などの収入に対する法定比率は適用されない。

成年の孫は、労働能力がなく、かつまた自己の財産も所有していない祖父母に対する関係で、その扶養義務を負う。孫のこの義務も、また第二次的な性格のものである。つまり、この義務は、祖父母が配偶者やその子女からの扶養をうけられないような場合に限り、発生するものである。

孫から徴収する祖父母のための扶養料の規模（額）も、ま

た当事者たちの物質的狀態に應じて裁判所の決定するところによる。

われわれの伝統的觀念にしたがえば、父系の祖父母と母系の祖父母との間に、あるいは息子系統の孫と娘系統の孫との間に、それぞれ一定の格差を通常感ずる。それと関連して、彼らの兩者の間には法的にもある區別が認定されるのではないかとこの疑問が生ずる。例えば、外祖父母に対する外孫の扶養義務は、その外祖父母が配偶者や子女ばかりでなく、息子系統の孫からの扶養もつけられない状態の場合に限り、発生するのではないかとこのことである。しかし、このような規制は、共和国家族法上の男女平等原則の理念から推して、排撃されなければならないものと解する。

4 兄弟姉妹間の相互扶養義務 共和国家族法では、兄弟姉妹間にも相互扶養の権利・義務を認定している。ここでいう兄弟姉妹とは、父親と母親とともに共通にする兄弟姉妹はもとより、父だけを共通にして母親の異なる兄弟姉妹（いわゆる異腹兄弟姉妹）、ならびに母だけを共通にして父親の異なる兄弟姉妹、のすべてを含むものである。

十分な資力をもっているか、あるいは労働能力をもっている成年の兄弟姉妹は、未成年の兄弟姉妹はもとより、年齢に關係なく労働能力がなく生計を維持するだけの自己の財産

をもたない兄弟姉妹を、扶養すべき義務がある。

いうまでもなく、この、未成年の兄弟姉妹や一定の条件のもとにおかれている兄弟姉妹に対する他の兄弟姉妹の扶養義務認定は、わが国における家族生活上の道德的確信と符合するものである。さらに、「國家の社會保障に關する規定」の、養育者喪失定期補助金の受け取り権利を付与されている扶養家族のなかには、年少の兄弟姉妹だけでなく、年齢に關係なく不具（つまり労働能力のない）の兄弟姉妹も含まれている。もとよりこの規定条項自体は家族法上の扶養義務關係を直接規制するものではないが、しかしその趣旨から推して、右の、われわれの解釈を正當づける根拠の一つにはなりうるはずである。

この兄弟姉妹間の相互扶養は、扶養を必要とする他の兄弟姉妹が父母（あるいは配偶者）からの扶養をうけられない場合に限り、発生する。

この扶養料の規模は、当事者たちの物質的狀態に應じて固定額で決定され、未成年子女に対する父母の扶養義務の場合のような、法定比率はもちろん適用されない。

従来には、父親を共通にして母親を異にする、いわゆる異腹兄弟姉妹は父母とともに共通にしている兄弟姉妹と同等視したが、しかし、母親を共通にして父親を異にする兄弟姉妹

間には甚だしい格差を設けて區別した事実が少くなかった。もとより、これらの差別も、共和国家族法の指導的理念によつて、その存在根拠をすべて喪失したものと看做すべきである。

これらの記述によつて、祖父母と孫間の相互扶養義務や兄弟姉妹間の相互扶養義務は、父母と子女間の相互扶養義務や夫婦間の相互扶養義務に対する関係で第二次的な位置を占めるといふ事実がわかる。それでは、祖父母と孫間の相互扶養義務を一方として兄弟姉妹間の相互扶養義務を他方とする、この両者間には前後関係が認定されるのだろうか、それともこの両者間には同一順位でその義務が発生するのだろうか？

例えば、ある子に父母がなく、祖父と成年の兄がおる場合に、その子に対する扶養義務はいつい誰が第一次的に負うのだろうかという問題が生ずる。この場合は、共和国法の立脚している全趣旨から推して、同一順位で両者にその扶養義務が発生するものと解する。

したがつて、裁判所は、その扶養義務者全員の物質的狀態を参酌して、各自からの徴収扶養料額を決定することができる。是ばかりでなく、その連帯責任を認定することもできる。

5 その他の家族成員間の相互扶養義務　夫婦や父母と子女以外の、家族成員相互間の法律的扶養義務関係を直接的

に規定した法条項は、共和国にはいまだに存在していない。それにも拘わらず、祖父母と孫間や兄弟姉妹間の扶養義務関係は、すでに指摘したように、「国家の社会保障に関する規定」の養育者喪失定期補助金に対する受け取り権利者の範囲によつて、ひとまず確認することができた。

ところで、これらの関係以外の家族成員たちの間では、なんらの法的な関係も認定されないのだろうか。現行法上の解釈からも、将来の立法的解決においても、ともに慎重に考慮されるべき問題の一つである。

まず、曾祖父母と曾孫間では、少くとも祖父母と孫間におけると同様の法的関係が認定されるものと解する。さきの「国家の社会保障に関する規定」でも、直系血族間においては、その世代に関係なく一定の条件に該当すればすべて扶養家族の範囲に含まれている。

つぎに、わが国において特に考慮されるべき問題の一つに、夫の父母と嫁や婿と妻の父母間における、一定の条件のもとでの相互扶養義務が認定されないかという問題がある。われわれの、家族生活の実情では、彼らの間の相互扶養義務を、第二次的順位で認定すべきである。ただ、この場合に、扶養義務の発生条件を合理的に設定するのが望ましいように思われる。

最後に、少くとも伯・叔父母と甥や姪間にも、一定の条件のもとで相互扶養義務関係を認定するのがどうか、という問題がある。特に、われわれの家族生活では、三寸(伯・叔父母)と甥や姪の同居する場合が少なくない。この場合に、彼らの間に相互扶養義務関係を認定するのが合理的なような事例を、われわれは、しばしばみかける。

これらの者たちの間では、法的関係の認定如何に関係なく、ほとんどの場合に道徳的確信に基づいて他人の物質的扶助を必要とする相手方に現実的扶助を与えているのが実情である。いうまでもなく、これは、古来からの、わが人民の美しい風習であり、また高尚な道徳的風貌の一つの表われである。問題は、これらの事実関係に対して、法的な権利・義務関係の性格を与えるのか、それともその必要すらないと看做すのか、というところにある。

将来の家族法規範が、これらの問題に関して、もっとも適切な解決規範を提示するよう期待する。

* 朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法の理解には、つぎの資料が参考になるであろう。

「チョソン民主主義人民共和国社会主義憲法(条文の日本

朝鮮民主主義人民共和国の家族法

語訳)」「(在日本朝鮮人科学者協会『朝鮮學術通報』第一〇巻第一号、一九七三年二月)、福島正夫「朝鮮民主主義人民共和国の社会主義憲法」『法律時報』通巻第五三八号、一九七三年四月)、同「チョソンの社会主義憲法と税金制度の廃止について」『今日のチョソン』一九七四年五月号)、同著「朝鮮民主主義人民共和国憲法」(一九七四年)、キム・ソクジン「偉大なチュチェ思想を具現した社会主義憲法」『今日のチョソン』一九七三年六月号)、田村武夫「朝鮮の新しい社会主義憲法について」『比較法研究』第三五号、一九七四年)、そして、Chin Kim and Timothy G. Kearley, *The 1972 Socialist Constitution of North Korea*, TEXAS INTERNATIONAL LAW JOURNAL, Vol. 11, No. 1, 1976.

* * 共和国家族法の理解を助けるための資料については、李丙洙稿「朝鮮民主主義人民共和国およびベトナム民主共和国の家族法について」『比較法学』第九巻第二号、一九七四年十一月、(一三二頁以下)を参照された。

なお、本文中の()内の(本文の記述と同じ)ハゴ活字による字句は、すべて、編訳者たちが前後の理解を助けるために挿入したものである。